
令和4年大和町議会6月定例会議会議録

令和4年6月3日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

出席議員（18名）

1番	宍戸一博君	10番	渡辺良雄君
2番	児玉金兵衛君	11番	千坂裕春君
3番	佐々木久夫君	12番	門間浩宇君
4番	佐藤昇一君	13番	藤巻博史君
5番	今野信一君	14番	堀籠日出子君
6番	犬飼克子君	15番	馬場久雄君
7番	馬場良勝君	16番	大須賀啓君
8番	千坂博行君	17番	槻田雅之君
9番	今野善行君	18番	高平聡雄君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	健康支援課長	櫻 井 和 彦 君
副 町 長	浅 野 喜 高 君	農林振興課長	遠 藤 秀 一 君
教 育 長	上 野 忠 弘 君	商工観光課長	浅 野 義 則 君
代表監査委員	櫻 井 貴 子 君	都 市 建 設 課 課 長	亀 谷 裕 君
総 務 課 長	千 葉 正 義 君	上下水道課長	野 田 実 君
まちづくり 政 策 課 長	江 本 篤 夫 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	吉 川 裕 幸 君
財 政 課 長	菊 地 康 弘 君	教育総務課長	文 屋 隆 義 君
税 務 課 長	小 野 政 則 君	生涯学習課長	瀬 戸 正 昭 君
町民生活課長	阿 部 昭 子 君	総 務 課 危 機 対 策 室 長	児 玉 安 弘 君
子 育 て 支 援 課 長	遠 藤 眞 起 子 君	税 務 課 徴 収 対 策 室 長	村 田 充 穂 君
福 祉 課 長	蜂 谷 祐 士 君	公 民 館 長	村 田 晶 子 君

事務局出席者

議会事務局長	櫻 井 修 一	主 任	渡 邊 直 人
主 事	浅 野 眞 琴		

議事日程〔別紙〕

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時58分 開 会

議 長 (高平聡雄君)

皆さん、おはようございます。

おそろいですので、本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (高平聡雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、13番藤巻博史君及び14番堀籠日出子さんを指名します。

日程第2「一般質問」

議 長 (高平聡雄君)

日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。

7番馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

皆さん、おはようございます。

それでは、通告に伴いまして一般質問を開始したいと思います。

まずは、教育長にお尋ねをいたします。

給食の残留農薬検査は、でございます。

令和4年3月の予算特別委員会において、給食の残留農薬検査に関する質疑を行いました。また、同僚議員からも代表質疑が行われたところでございます。そこで、以下の点についてお尋ねをいたします。

1 要旨目、公益財団法人宮城県学校給食会での残留農薬検査の頻度及び項目、基準値は。

2 要旨目、本町で独自に厳しい検査基準の残留農薬調査を行うべきと考えますが。

3 要旨目、令和4年度より国内産小麦を100%使用することですが、その理由をお尋ねいたします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

おはようございます。今日も一日よろしくお願いたします。

それでは、給食の残留農薬検査は、のご質問にお答えをいたします。

ご質問の内容につきましては、令和4年3月の予算特別委員会代表質疑においても同様のご質問をいただいておりますので、重複する部分もございますがご了承願います。

大和町学校給食センターでは、町内各小中学校の児童生徒及び教職員に、毎日約2,850食の安全安心な給食を提供しております。

1 要旨目についてであります。公益財団法人宮城県学校給食会（以下、学校給食会）では、安全で安心できる学校給食用物資を提供するため、精米、パン用小麦粉、パン用米粉及びカット野菜や冷凍食品など、取扱い一般物資の残留農薬検査を定期的に実施しております。

検査の頻度及び項目は、精米は年間15回で各62項目、パン用小麦粉は年間2回で各301項目、パン用米粉は年間2回で各62項目、取扱い一般物資は品目に応じた頻度と項目で検査を行い、基準値は厚生労働省が定める基準としております。学校給食会では、検査結果をインフォメーション並びにホームページで公表しており、検査結果に異常が認められた場合にはさらに確認試験を行うこと並びに速やかに宮城県教育委員会に報告することとしております。

次に、2 要旨目についてですが、国内に流通する食品や輸入食品の残留農薬に関しては、厚生労働省が、内閣府食品安全委員会のリスク評価に基づき、リスク管理を徹底しております。専門の方々が様々な角度から検討を加えた厚生労働省の定める基準により、食品ごとの厳しい検査項目の残留農薬等の検査を行い、検査を通過した食品で国民が生活しております。このことから、学校給食についても、同様の検査を通過した食材を使用しておりますので、町独自の検査は行わない考えでおりますので、ご理解をお願いいたします。

3 要旨目であります。本町の学校給食用パンは学校給食会から納入されております。パンの原料となる小麦粉は、昨年度まではアメリカ、カナダ産と、国内産及び宮城県内で収穫された小麦粉を配合したものを使用しておりましたが、令和4年度から国内産小麦粉を100%使用しております。

学校給食会では、学校給食への地場産物の普及拡大と、より安全安心な主原料への切替えを目的に、昨年度から製造委託先の2工場と試作を重ね、国外、外国産の小麦と同等の仕上がりとなる製法が確立されたことにより、使用することになったものです。

学校給食に使用する材料については、今後も関係機関の指導を仰ぎながら、安全安心な給食の提供に努めてまいります。よろしく申し上げます。

議 長 (高平聡雄君)
馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)
まず冒頭に、これから質問する事項は、様々な意見があることを承知しております。その上で質問をしたいと思います。
この検査項目、301項目ですか。この中に、グリホサートというものは入っておるかどうかお尋ねをいたします。

議 長 (高平聡雄君)
上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)
県の学校給食会で行っている301項目の中の一つに、グリホサートの検査も入っております。

議 長 (高平聡雄君)
馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

初めて聞かれた方もいらっしゃるかもしれませんが、このグリホサートというのは、1970年代に発売開始されて、今世界で最も販売されて、使用されている農薬の一つであります。除草剤です。この執行部の方々の世代だと、ベトナム戦争で使われて、その後ベトナムでいろいろな人体に対する影響があったのはご記憶にあらうかと思えます。そういう物質でございます。

ちょっと入る前に、この間の、3月のですか、代表質疑の中で、同僚議員の質問に、ご答弁の中で、これ町長答弁だったのですが、農薬の残留基準は、食品中の残留農薬により健康を損なうおそれがないよう設定されており、基準値については、農薬が残留する食品を長期にわたり摂取した場合や、農薬が高濃度に残留する食品を短期間に大量に摂取した場合であっても人の健康を損なうおそれがないことを確認されていますというご答弁をなされております。どうも私、ここ引っかかったんです。本当かと、そういうことあるのかと。

ある文献で、農薬の場合、医薬品と異なり臨床試験ができないため、当たり前です、飲むことができませんから。これ以下なら安全とする数値が出にくい状況にありますと。特に、最近問題になっている毒性については、これまで動物実験どころか、ほとんど検討もされてきておりません。それらの特性は、長期にわたり微量に摂取した際に起きるもので、ホルモンを攪乱して影響をもたらす環境ホルモン作用、子供に影響が大きい発達神経障害、エピジェネティクスな影響、遺伝子そのものへの影響ではなく遺伝子の発現に対する影響、胎児期の曝露がもたらす年齢や性差での影響、複数の農薬による相乗作用などです。また、農薬の毒性試験が行われているのは原体のみで、それに界面活性剤などを加えてつくる製材については行われていませんと。以上のことから、これ以下なら安全という数値はないと言ってもいいでしょうという意見もあると。

私は、後者のほうがどうも腑に落ちるんですが、こういうご答弁を執行部が、要は代表質疑の答弁でこういうご答弁をなさるのは非常にいかななものかと思うんですが、今の意見を聞いて、教育長いかがですか。

議 長 (高平聡雄君)
上野忠弘君。

教 育 長 (上野忠弘君)

ただいまのご質問にお答えしたいと思います。まず学校給食という、大和町の教育委員として公的な是非を行うというに当たっては、やはり国の基準を受けながら、それに基づく数値もありますので、その中で是非を行うのが公的機関の仕事なんだろうというふうに考えております。

ただいま多々指摘がありましたけれども、国のほうの検査の状況を、検査といえますか、基準を検討する状況を見てみますと、例えばこれらの物質を使いたいんだというときに、申請者のほうから厚生労働省のほうに申請が上がるわけです。そして、リスク評価を行うということで、今度は厚労省から食品安全委員会の検討委員会のほうに回して、今議員おっしゃったような毒性評価ということで、慢性毒性試験、それから発がん性試験、それから催奇形性試験、遺伝毒性試験などが行われる。確かに、今議員おっしゃったように、人に関しては臨床できませんので、別の形でやっているとは思いますが。その後、ADIと言われる、先ほどおっしゃった一日の摂取許容量についての案が出されます。そして、今度はパブリックコメントなどを行い、そしてADIの設定を安全委員会で行って、それを厚生労働省のほうに戻して、そして今度は、再度厚労省で規格基準の検討を始めると。その後、今度は薬事食品衛生審議会のほうに行きまして、そこで検査の話合いがなされて、そしてパブリックコメントなどもまた行って、その後今度は消費者庁のほうにそれが送られて、回答いただいて、最終的に省令告示という流れになって基準ができていくというふうな、非常に厳密な形で国のほうでは行っておりますので、私たちの事業としては、そのようなことを踏まえながら、前回の答弁においても、厚労省の見解を踏まえた内容で回答しておりますので、ご理解のほうをお願いしたいというふうに思います。

議長 (高平聡雄君)
馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

今教育長のほうからご答弁いただきましたが、実はその政府が、2017年に基準緩和しているんです。小麦で言えば5ppmから30ppmに緩和している。豆類で言うと2から10とか。これ何で緩和したかっていうと、輸入を増やすためです。その中で、嚴重にとはおっしゃるんだけど、それは、要はみんな同じものを食べてんだからいいだろうっていうふうにはしか私には聞こえないんです。ですから、2要旨目で、本

町で独自の検査をなさったらいかがですかというのを、2要旨目に入っていきますけれども、お尋ねをしているのです。

要は、緩和しているということは、それだけ基準値の高いものが入ってきて、後ほど質問しますけれども小麦、大豆に入ってきていると。その点についてどのようにお考えですか。

議 長 （高平聡雄君）

教育長上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

ただいまのご質問にお答えしたいと思うんですが、確かに平成29年12月25日ですか、これは大臣官房生活衛生食品安全審議会のほうで改正をするということで、今議員がおっしゃったとおり、グリホサートについては5 p p mから30 p p mに変更があったようです。これについて、県のほうに確認をしてみたんです。どんな状況でこのようなことが行われているんだということで。

その回答としましては、これまで厳しい基準で行ったけれども、国際基準というものがあって、やはり世界的な流通を図る上で、その基準を踏まえることは大事なんだろうということで、決して甘く、あるいは緩くしたのではなくて、基準を国際基準に近いものにしたというふうなことの、県からの話がありました。

議 長 （高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

県からそういうお話、国からそういうお話なんでしょうけれども、実は、欧州では逆に厳しくしているんです。なぜなら、やはりいろいろな意見あります。要は、販売している方は、全然大丈夫なものだと言っている方もいらっしゃいますし、いや非常に危険なんだと、要は胎児にも、母親、特に女性に影響するという意見があるようでもあります。先ほどもお話し申し上げましたが。

これ、プレハーベスト農業っていうので使っているようで、収穫前にこれを、その小麦だったり大豆にかけると枯れるんです、全部。枯れて、そこから収穫するので非常に楽で、乾燥も楽になってくるんです。ところが、一番最後の収穫のところまで農薬

をかけると残るんです、これ。分かりますよね。我々、私も米やっていますけれども、ある程度収穫時期になると、もう皆さん農薬かけられないんです。なぜなら、やはり残る可能性がある。そういう意味では、やはりもう少し教育委員会っていうか、本町として、その辺もう少し詳しく追いかけていくべきではないのかと思うんです。

これ、非常に難しいというか、深くて、実は市販のパンからも、小麦を使ったパンからグリホサートが検出されているんです。ある団体が、国会議員も含めた何名かの髪の毛を切って残留農薬検査をしたら、グリホサートが出てきたと。これは調べれば出てくる話でございます。やはり、これ子供に対する影響っていうの、私は大きいと感じているんです。その一つに、一つの原因になり得るんじゃないかというのが、私は危惧をしております。

文科省から出ている資料で、通級による指導を受けている児童生徒数の推移というのが、教育長にも事前にお渡ししているかと思うんですけれども、この中で、注意欠陥多動性障害とか学習障害っていうのが、今令和4年ですか、平成22年あたりから比べると、もう倍なんです。これは、決してこの一つだけの要因ではないと思うんです。グリホサートだけが要因ではなくて、例えば晩婚化だったり、いろいろな環境とかそういう部分もあるのかもしれませんが、このグリホサートの販売の伸びとちょっと関連しているか、同じ数値を示しているんです。これは、やはり私も、決してその人たちが悪いって言うんじゃないでなくて、要は我々世代が蓄積していて、その次の世代に現れているんじゃないかっていう部分があるんです。そう考えますけれども、教育長はその辺どのようにお考えかお尋ねをいたします。

議 長 （高平聡雄君）

上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

先日、資料をいただきましてありがとうございました。

それで、議員おっしゃるとおりに、これは平成18年頃から徐々に増えていって、毎年増加傾向にあるというふうなデータ、この注意欠陥多動性障害とか、あるいは学習障害と言われるものについて、その一般的な原因というのをちょっと調べてみたんです。

国立精神・神経医療センターの見解ですと、やはり脳に関する要因とか、あるいは遺伝子的要因とか、環境要因というものがあるように思われるというふうな見解で

す。それから、学習障害、LDと呼ばれるものについては、文科省の定義としては、医学的にははっきり解明されていないと。ただ、やはり脳機能障害、中枢神経のトラブルが有力ではないかというふうなのが現在の文科省の考えなんです。

ただ、まだまだ分からない部分、議員おっしゃった内容についても分からない部分があると思うんですが、ただその増加の傾向なんですけれども、この辺ちょっと考えてみますと、平成の17年頃からインクルーシブ教育というものが始まっているんです。支援の必要なお子さんたちも一緒に普通学級で勉強させるということで、インクルーシブ教育を推進するという流れが、文科省の中央教育審議会のほうで出されたのが平成17年の12月で、その頃を境にしてADHDとLD、注意欠陥多動のほうと学習障害です。それが徐々に増えているという状況があつて、現在も通級指導に行っているお子さんたちは、それは障害があつても普通学級で学ばせたいという親御さんが多いんです。普通学級で一般の子と一緒に学習しながら、そこから通級の指導を受けるというふうな形に大分移ってきている状況があります。この辺は文科省の取組、あるいは保護者の意識の変容によって、通級のお子さんが増えてきた状況があるんだというふうに現時点では考えております。

議長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

先ほども申し上げましたが、欧州では、やはりこのグリホサートが原因で、こういう神経の攪乱とか、要は腸で吸収されて頭に行くんじゃないかっていう、この間特別委員会でも私お話したかと思うんですけれども、そういうのがあるのではないかっていう今研究がもう既にされているんです。1970年代から使われていると、多分摂取しているの私たちなんです。要は子育て世代っていうのですか。

当時だと、オレンジとかだと皆さん覚えていらっしゃるかと思うんですけれども、ワックスすごくかかっている、手がびかびかになるぐらいワックスかかっていたんです。あれ輸入のオレンジとか、出す前に1回防腐剤かけて、ワックスもかけて、腐らないように。船の中でもう一回かけて我々の手元に届いていたと。それがだんだん問題になってきて、今はもちろん輸送技術も発達したのでそういうのは大分減ってきていますが、ちょうどそういう世代、それを摂取した世代って言ったらいいのですか。でも、子供たち分からないです、そういうの。こういう部分は我々大人たちがしっか

り見てあげて、確かに、大量に食材入れなきゃいけないからっていうのは分かりますけれども、例えば大和町の給食を一回抜いて、抜き打ちで検査できる検査機関もあるんです、実は。調べていただければ分かりますけれども。今回は申し上げませんが、ぜひ、そういうのを1回、2回、もう全然、答弁ではゼロ回答ですけれども、子供のこれからの未来を考えたら、私はやるべきだと思います。ぜひそれは検討していただきたい。ゼロ回答ですけれども。

それで、3要旨目に入りたいと思うんですけれども、これで、国内産使うって非常にいいことで、恐らくみどりの食料システム戦略の中でもこれうたわれていました。このみどりの食糧システム戦略については後ほど同僚議員が質問されるのでそちらにお任せしますが、この中で、学校給食での利用っていうのが消費で入っているんです、みどりの食糧システム戦略の中に。これは、国産の小麦とか大豆の作付の拡大も含めて、これはやっていくべきだろうと私は思いますし、積極的に取り入れていくべきだろうと思いますが、現在の、例えばしょうゆ、豆腐、みそ、輸入の大豆が、遺伝子組換えの大豆が入っていると、もう私10年ぐらい前から伺っています。要は、足りないもので、一部外国の遺伝子組換えをした大豆を入れているっていうのを、私はみそつくっている方から聞きましたので、うそではないと思うんですけれども。

このグリホサートというのは、要は遺伝子組換えの作物ができてから出来上がったもので、耐性あるんです。ですから、使うんです。今ホームセンターとかに行くと、もう入り口にあるんです、そのグリホサートを成分にした除草剤が、安価で。百均でも売られていると。百均のあるところでは、そういう抗議を受けて売のをやめましたっていうところもあるということです。ぜひこれは子供たちの世代、今の子供たち、そしてその下の子供たちの世代、百年続くのでしょうか。そういう部分ではぜひもう少し配慮をしていただきたいし、やはり一つ一つのいろいろな物質に対して、もう少し配慮いただくべきだと私は思いますけれども、いかがですか。

議 長 （高平聡雄君）
上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思うんですが、残留農薬につきましては、異なる意見とか指摘がありまして、ただやはりどちらの意見であっても、私自身は謙虚に耳を傾ける必要があるんだろうというふうに思います。いろいろな意見や

考え方が尊重される、個人の判断によって生活が営まれる、それも当然日本社会だと思うんです。

そんな中で、教育委員会としては、それぞれの考えを尊重しながら、今後もいろいろなことについて精査をしながら業務を進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

そうですね、ぜひ子供たちの給食、今命をつないでる子供たちもいるようですね、給食で。やはりそこには予算をかけてもいいと思いますし、教育委員会の事務に関する点検評価報告書をいただいております。その中で、給食についてあります。平成11年度より給食費の値上げをせず、実際の上乗せ分を町がこれまで負担し、保護者の軽減を図ってきたことも、大変意義のあるものであると評価されております。その上で、今後も食の安全安心な提供ができるように、日常の点検に万全な体制で臨んでいき、対策で臨んでいただきたいという意見も付されているのです。そういう意味では不断の努力をしていただきたいと思います。

また、先ほど申し上げましたが、みどりの食料システム戦略で、これからオーガニック系の給食に走るのかもしれませんが、将来的に。今東京のほうではもうそういう動きが実はありまして、オーガニック給食の会だったか、ちょっと名称忘れましたが。これから有機とかオーガニックに走っていくんだと思います、みどりの食料システム戦略の中でもそうであります。そこにはやはり予算づけも必要で、なぜなら手間がかかるんです、つくるのに。除草剤も使わない。肥料は使うのかもしれないけれども、除草剤はやはり使わない方向に行くんだと思います。そうすると、やはりそのものの値段は上がるんです、手間かかるんですから。それを同じ値段でやったらこっちが潰れてしまいますから。やはりそこは給食費、無償化しろとは、私は言いません。賄い材料費で少し賄えるのであれば、町長これをよく聞いてほしいんですけども、ぜひ今後その辺も含めてお考えいただきたいと思いますが、最後に教育長の見解をお聞きいたします。

議 長 （高平聡雄君）

上野忠弘君。

教 育 長 （上野忠弘君）

それではお答えしますが、これも述べたとおり、やはり様々なご意見なり考え方を尊重しながら、何が一番子供にとって安心安全な形での給食実施かということを考えて事業を運営したいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

最後になりますが、やはり何よりも我々には、子供たちの未来と、その命をつないでいく使命はあるんです。よりよい選択をしていていただきたいということで、1件目の質問終わります。

それでは、2件目の質問をいたします。町長にお尋ねをいたします。

役場庁舎の増築についてお尋ねをいたします。

令和3年2月26日の全員協議会において、役場庁舎増築工事の計画が報告されました。現在も税務課は仮設での業務となっており、さらにはPCRセンターの設置と、1階のスペースが狭く感じられます。

そこで、以下の点についてお尋ねをいたします。

1 要旨目、庁舎増築工事について、その後どのような検討議論がなされておりますか。

2 要旨目、PCRセンター設置時にどのような検討がなされ、現在の場所に決定したのでしょうか。

3 要旨目、今後も課の再編や職員の増加、町民の方が一息つく場所の確保、会議室の確保等、庁舎増築が必要と考えますが、いかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。それでは、よろしくお願いいたします。

それでは、役場庁舎の増築についてのご質問でございました。

役場庁舎増築の検討につきましては、各課等から課長補佐及び係長の職にある者を1名ずつ選出し、大和町組織機構等検討委員会を設置して検討を行ってまいりました。令和3年1月25日に同委員会から答申があり、増築庁舎は既存庁舎の東側に別棟で建築し、連絡通路で連結した3階建てが望ましい。なお、整備時期については、今後大規模事業を控えていることから、財源の課題をクリアすることを前提として、計画的かつ速やかに行う必要があるという回答を受理しております。

1 要旨目の庁舎増築工事の検討の協議につきましては、庁舎増築工事の概算事業費が約13億円の見込みとなり、令和3年3月に大和町庁舎建設整備基金条例を制定し、工事実施設計業務費相当額を基金に積立てしております。しかし、令和3年度以降の、実施する大規模事業がめじろ押しとなりますことから、予算編成では、町民の皆様が利用する施設を優先的に整備することといたしたものでございます。

令和3年度以降の大規模事業の一例を挙げますと、吉岡小学校新築事業に約46億円、子育て支援住宅建築事業に約5億円、まほろばホール長寿化改修等に約8億円のほか、吉岡西部地区土地区画整理事業に約46億円、さらに未来創出事業や吉田川床上浸水対策特別緊急事業の負担金等のほか、各コミュニティーセンターや小中学校の長寿命化改修も控えておりますことから、庁舎増築につきましては整備時期を検討しているところでございます。

2 要旨目の、PCR検査の設置に当たっての検討と場所決定の経緯についてお答えをします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、本年1月7日に広島、山口、沖縄の3県を対象としてまん延防止等重点措置が発せられ、同月14日には、県内の感染者が増加傾向にありますことから、宮城県の感染状況はレベル1以下からレベル2に上げられ、飲食、外食、移動に関する県民、事業者への感染予防者の強化が要請されました。そのような状況下で、町民の新型コロナウイルス感染症に関わる不安の解消を図り、安心かつ安全な地域経済活動の継続のために、新型コロナウイルス感染症に関わる検査センターの設置を検討したものでございます。

設置に当たりましては、同じく設置を検討していた富谷市と調整を図り、富谷黒川地域の地理的中心に当たる本町内へ設置することとし、数か所の候補地の中から、地域住民が最も分かりやすく来場しやすい大和町役場庁舎内に開設したものでございます。

3 要旨目の、今後も課の再編や職員の増加、町民の方が一息つける場所の確保と会議室の確保等、庁舎増築が必要と考えるかについてお答えいたします。

平成31年4月に組織機構の見直しがあり、2課が増設されたことに伴いまして、1階のエントランスホールが狭くなっているところがございますが、住民の皆様には今後ともご協力をお願いしてまいります。また、会議につきましても、これまで同様に、庁舎増築までの間は職員相互の知恵と創意工夫で対応していきたいと、このように考えております。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

それでは、再質問をしたいと思います。

ただいまご答弁の中で、今後大規模事業が控えていることから、財源の課題をクリアすることを前提として、計画的かつ速やかに行う必要があるという回答を受理したというご答弁がありました。計画的かつ速やかに、この速やかにはどのぐらいを示すんですか。町長の中ではどのぐらいの期間だと思われませんか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

速やかということですから、言葉のとおりできるだけ早くということになるというふうに思いますけれども、現実的な問題としまして、先ほど申し上げました、中長期の財政計画でございます。そういったこともございますので、その状況は見なければいけないと思っております。そのために今計画、例えば増築につきましては、基金等々でその財源の確保を図る等々やっているところでございます。

速やかが3年、5年、10年なのかと言われたときに、今ここでお答えすることはちょっと難しいところがございますが、その辺につきましてはできるだけ早くそういった環境整備も必要だと考えておりますので、やっていかなければいけないとは思っております。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

そうなのかとも思いますが、じゃあ何でこの計画つくったのかということになっちゃうんです。やはり必要だからこの計画をつくったんであろうかと私は思いますし、この計画の中では、職員数も年々増加しており、当初計画していた執務室の面積では不足する状況であることから、現在の役場庁舎の増築計画を策定されたということでありまして、現庁舎の課題というところに、職員増加による執務スペース等の狭隘化、狭いと。行政効率の低下ということ。それから書庫、倉庫の不足による書類保管場所などの猥雑化。ホールや通路への執務空間の拡張による町民スペースの不足及び町民利便性の低下。将来を見据えた防災機能のさらなる拡充と言いますけれども、課題山積じゃないですか。急ぐべきだとは思いますが。

ご答弁の中で、1 要旨目ですけれども、大規模事業が目白押しとなりますことから、予算編成では町民の皆様が利用する施設を優先的に整備すると。役場庁舎って町民の皆様、利用しないのですか。どうですか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、先ほども申し上げましたけれども、何でその時期につくったということでございますけれども、必要性があるということ、そういったことで準備、いつでもできるような体制をとということで、早めに準備をした経緯がございます。

また、その施設の利用につきましては、確かに倉庫の手狭さとかもあったところがございます。こういった状況で、このやった結果、計画した結果こういった費用もかかってくる、こういったことになってきておりますので、思った以上にかかるということもありました。ですので、こういった計画をつくった中で、段階って、そのどちらかでもあるんですけども、その倉庫の、今さらですが整理とか、そういった仕事をやって、随分スペースができたことも事実でございます。

役場庁舎、町民のためのものではないのかといったら、当然そうだと思いますけれども、やはりその中でも住民の方の利用する、何て言いますか、必要度は全部同じなのかもしれませんけれども、そういった中でやはり優先度と申しますか、そういったものが必要だというふうに思っております、そういった意味合いの中で、先ほど申し上げたようなお答えをさせていただいております。

議長（高平聡雄君）
馬場良勝君。

7番（馬場良勝君）

非常に私は苦しく感じるんですが、ご答弁が。14億円でしたっけ、概算で、13億円だか14億円っていう、我々に示されたときは11億7,500万円と、設計費は入っていませんけれども、13億円、14億円。

私は少し急いでやってもいいのかもと思います、今の現状を見ると。もう少し、整備時期を検討しているところがございますというご答弁でございますけれども、少し急ぎながらやっても、もう積立てで調査設計ぐらいのあれは、5,000万円でしたっけ、もう積んであるのですか。その辺言ってももういいんじゃないかと思います。いたずらにこれを、町長さっきおっしゃられましたけれども、5年、10年って、速やかになって、5年、10年は、私は全然速やかじゃないと思います。速やかになって言うのであれば、せめて設計等までやっても、もう積んであるんですから、いたずらにそれをずっと積んでいくのではなくて、ある程度形にしていって、もうパースもできているじゃないですか、この間の報告では。これはやったほうがいいと思います。

2要旨目に入りたいんですが、その上で。

これ、非常に難しく、まず私が、令和3年9月の一般質問で、PCRセンターつくったらどうですかと質問をいたしました。回答が、運営、検査体制の構築に課題が多く困難であると考えているというゼロ回答をいただきました。やらないんだと、やはりいろいろ課題あって難しいんだと思いました。ところが、2月でしたか、今年の。突然本町の、本庁にPCRセンターつくりますということでございました。その中で、社会文教常任委員会の中のご説明では、1か月だけ取りあえず、当初やりますということと設置されたと。さらには、あのときはちょうど申告の時期で、今PCRセンターがある場所でも何か事務的な処理やっていたんじゃないかと私思うんです。伺った

ところでは、そこにどっと人が来て、何だか知らないけれどもいろいろな間取りをはかって作業していったというの伺いましたが、これは事実ですか。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

PCR検査の作業、工事といたしますか、準備をするにつきましては、短期間であったことは事実でございます。

そのどっと人が来てとかというより、そういうことではなくて、ちゃんとその辺は担当課と打合せをし、そこにつきましては違った場所に設置をするということとか、そういったことをきちんとやってやっておりまして、期間的に短かったのでもちよっさせわしかったというふうな状況があるかと思いますが、その辺はきちんと対応をしながらの準備でございました。

議 長 (高平聡雄君)
馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)

準備されたということだったのですけれども、私の知る範囲では、前課長知らなかったんじゃないですか、PCRセンター設置するの。庁議開きました。どうですか。

これは、PCRセンターが悪いって言うんじゃないです、私。やってくれて言ったほうですから。だけれども、あの場所にするのに、前課長知らなかったっていう話もあるんですが、普通はこういうのって、要はあそこのスペース、庁舎の話になりますけれども、ないですよ、どこかに。どこにつくろうというのがありますよね。どうして開いたんですか、開かなかったんですか。まずそこをお尋ねします。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

説明はやっていると思います。

議 長 (高平聡雄君)
馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)
私の聞いた話とはちょっと違います。知らなかった課長さん方も随分いらっしゃったと聞いていますし。
庁議は開いていますか、開いていませんか。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
開いております。

議 長 (高平聡雄君)
馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)
であるならば、課長さん方が知らなかったというのは、私の聞いたのが間違いであったということになります。
それは置いておいて、やはり狭くて、場所は随分苦勞されたんじゃないですか。PCRセンターつくるに当たって。当初1か月という社文への説明だったのに、今もう6月末まで、非常に私はありがたいと思います。ありがたいと思う反面、3月からですか、始まったのは。4か月あるんです。あのPCR検査って、やはりある程度匿名性とか、入ってこられる方の、濃厚接触者じゃないんだけど、私もしかしたら感染しているかもしれないっていう人が来るんじゃないですか、PCRセンターって。感染した人は来られませんから、濃厚接触者も来られませんから。そういう意味では、やはりほかにちょっとスペースをつくってあげるとか、そういう、例えばプレハブを置くとか、例えば職員の駐車場を使えるかどうか分かりませんが、少し、電源が引ければいいでしょうから、そういうお考えはありませんでしたか。それとも、課長さん方からそういう意見は出ませんでしたか。お尋ねをいたします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

設置するに当たりましては、先ほど申しました、黒川富谷と一緒にやるという形で打合せをしておりましたので、場所につきましては大和町が真ん中だから一番いいんじゃないかということで、大和町を考えました。なので、大和町の中でもいろいろな場所を、例えばまほろばホールとか、あるいは研修センターとか、いろいろなご意見もあったし、場所もいろいろ考えたところがございます。そういった中で、富谷市、大衡村、大郷町、こういった方々も来られる、あるいはそれ以外の方も来られるということになりますので、場所としては皆様が分かりやすいところがいいだろうということで、やはり役場が一番分かりやすいということで、設定を考えたところがございます。

それで、役場の中の場所と言ったときには、やはりおっしゃるとおりエントランスというわけにはまいりませんので、一定の個室といいますか、そういった部分の確保を考えたところございまして、そのときに、1階で入りやすいといいますか、分かりやすくってというところで、情報公開室を考えたところがございます。

当初1か月という考え方で、あの段階では1か月ということでスタートしましたが、その後、この終息がなかなかない中、まだああいった利用の方が大勢いたということもありまして、継続しているところでございます。今民間でも、大和町でも、何件かやっておられるということでございますが、そういうところで継続をしているという状況でございます。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

このPCRセンター設置については、ちょっと私もいろいろ不思議に思うところが結構あって、行政がゆがめられたとまではいきませんが、9月の時点でゼロ回答のものが、何で急にぼんと出てきて、ぼんと下にできるのかっていうのがとても不思議でならなかったなので、この質問をさせていただきましたとともに、やはりそういうフリ

一スペースじゃないんだけど、そういう部屋、空き部屋じゃないんですけども、必要だと思います。明らかに庁舎はもう足りていないですよ。今度参院選で第2委員会室も使われるっていうお話ありますよね。足りないんですよ。

やはりこれは、3要旨目に入っていきますけれども、6月1日の全員協議会でも総務課から説明ありました、大和町組織機構の見直し計画ですか。その中で課を分けるとか、私ももっと課を分けたらいいんじゃないかって提案しているほうですから、ぜひ、例えば住宅課とかそういうのも必要だと思いますし、であれば、やはりそれに合わせて一緒に増築についても走るべきだと思うんですけども、いかがですか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

増築を早く進めるということで、大変ありがたいお言葉とも思います。

そういったことで、必要性は当然あるわけでございまして、今検討委員会というか、その設計もやってきた状況でございます。

ただ、今すぐできるかといったときには、説明したとおりそういった状況もございますので、できるだけ早くということで申し上げているところでございますが、同じような回答になってしまうところではございますが、必要性というのは十分、議員たちにもお話いただいているとおりでございますけれども、まず今すぐというわけにはまいりませんので、その辺につきましてはいろいろ検討してまいりたいというふうに思っています。

その間につきましては、大変申し訳ございませんが、議員の皆様方にもご協力いただきながら、会議室の利用とか、そういったことについてのご協力もぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）
馬場良勝君。

7 番 （馬場良勝君）

誤解があるといけないんですけども、第2委員会室を使うことをおかしいって言うているんじゃないかと、そこは町長ご理解いただけるかと思うんですけども、やは

り空いているから使おうとかじゃなくて、やはり必要なものは、その空いている状況が必要であって、その辺はご理解いただけると思うんです。使うなって全然言っていないし、私のものでもありませんから、そこはご理解いただきたいんですけども。

やはり、そういう意味では、ご答弁ありました、職員相互の知恵と創意工夫で対応していきたいとあるんですが、創意工夫の限界だから恐らくこの役場庁舎の増築計画を立てたわけで、これはやはりもうちょっとスピードアップを図るっていうか、町民みんなが使うスペースですから、役場って。町債なりそれを発行して、長い目で見れば50年使えるもの、もしくは今何か木造の庁舎っていうのも、何か校舎っていうんですか、そういうのも何か、ただ高騰しているんですが、そういうのもあって、今建てるのは非常に、確かに高くつくのかもしれませんが。それは私も分かっておりますが、例えばこれを、2年待ったからでは安くなるかという、それもまた分からなくて、今もう建築資材から人員から何から全部上がっているんです。もちろん食品も、6月からですか、思いっきり上がって、皆さん生活も大変なのに何で役場増築やって、私の質問見て思われるかもしれませんが、やはり今の現状の役場の、この役場の庁舎の使い方は、私は普通ではないと思っています。1階のあの狭さを見ても。もちろん税務課、仮で、配線出ている状態で執務していますから、やはりこれは、先ほど申し上げましたが、行政効率の低下にもなっていると思うんです。そういう意味では、町長繰り返しの答弁っておっしゃるかもしれないですけども、私は、遅くとも5年以内には現実のものにしていきたいと思うんですけども、町長なかなか答えづらいかもしれませんが、お尋ねをいたします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

役場のことでいろいろありがとうございます。

時期の問題につきましては、5年とかっていう話で、なかなか難しいところあると思います。ただ必要性といいますか、そういった大事さといいますか、役場職員のためということももちろんありますし、町民の皆さんのためにもそういったことは必要だと思っておりますので、いろいろ議員の意見等も参考にさせていただきながら考えてまいりたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)
馬場良勝君。

7 番 (馬場良勝君)
ぜひ、造るのであればいいものを、そしてパイプが外れて水とか漏れないような庁舎を造っていただきたいと思いを述べまして、私の一般質問を終結いたします。

議 長 (高平聡雄君)
以上で馬場良勝君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。再開は午前10時10分とします。

午前11時00分 休 憩

午前11時10分 再 開

議 長 (高平聡雄君)
再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
17番槻田雅之君。

17番 (槻田雅之君)
皆様、こんにちは。
それでは、私から、1件の一般質問をいたします。
質問内容は、歩行者に優しい歩道へ、です。
もみじヶ丘団地は、30年以上前に造成された団地であります。団地内には、町道としまして、もみじヶ丘幹線1号線から6号線と熊谷小野線などがあります。以前から歩道が狭い、歩道と車道の段差がきつい、自転車が歩道を通行できないなどの声を聞いております。その中でももみじヶ丘幹線4号線、小野小学校の前なんですけれども、及び6号線の歩道幅は、団地内の他の歩道幅より狭く、120センチしかない状況であります。しかも、当路線沿いには小学校、保育所、幼稚園、児童館などが存在し、小学校の通学路にもなっていることから、歩行者の往来は多くなっております。平成21年度には歩道の傾斜改良工事を行っていますが、傾斜が若干緩やかになったも

の、決して安全な歩道とは言えない状況であります。また、団地内の高齢化率も毎年上昇しており、団地内の平均年齢は大和町全体の平均よりも高い状況にあり、シルバーカーを利用する方々も増えているのが現状であります。

これらの状況を踏まえ、歩行者及び保護者、シルバーカー利用者などからは、安全保持の観点に基づいた歩道改善の声が続きます。大規模な改良工事にはなりますが、歩道を片側に寄せて歩道幅を広げる、道路のかさ上げを行い歩道との高さをフラットにするなど、安全対策を行うべきと考えております。団地内の安全対策に対する町長の所見をお伺いいたします。

議 長 （高平聡雄君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、槻田議員の、歩行者に優しい歩道へについてのお答えをします。

初めに、もみじヶ丘団地は、宅地整備を目的に、大和町分71.8ヘクタールを含みます事業面積133.1ヘクタールを、大和富谷土地区画整理事業としまして、昭和61年5月から平成5年3月までの約7年間において整備したものでございます。

団地内の町道につきましては、町と組合で事前協議した事業計画を基に、土地区画整理事業で整備しました町道熊谷小野線ほか72路線を平成3年3月に認定し、その後平成30年3月にもみじヶ丘歩道橋を町道もみじヶ丘歩道橋線として追加認定し、現在74路線となっているものであります。そのうち町道熊谷小野線、町道もみじヶ丘幹線1号線から6号線、もみじヶ丘一丁目1号線の合計8路線には、それぞれ歩道を整備しております。

ご質問にございますもみじヶ丘幹線4号線及び6号線、以下4号6号線と呼ばせていただきますが、につきましては、もみじヶ丘一丁目地区から三丁目地区を結び、隣接いたします小野小学校の主要な通学路でもあり、2路線合計延長1,181.9メートル、道路の幅員が9.0メートルとなっております。そのうち歩道につきましては、事業計画当時の設置基準によりまして、L型側溝天端分及び宅地境界に接した境界ブロックを含め、有効幅員1.5メートルを確保し、車道との間には、雨水の浸入や、車両が歩道側へ逸脱することを防ぐ目的としまして、20センチメートルのマウンドアップ形式として整備したものであります。4号6号線以外の歩道整備路線には、歩道のほ

かに植樹帯を設けており、歩道と植樹帯を利用しながら宅地に乗り入れしているものとなっております。

しかしながら、4号6号線には植樹帯がないため、乗り入れ部の傾斜が歩行幅にも影響するものとなっております、関係地区より傾斜を緩和する歩道改修をしていただきたいと要望があったものであります。このことによりまして、平成21年度に、該当いたします宅地乗入部130か所について、ご要望に沿った歩道改修工事を実施し、現在の歩道となっているものであります。

議員ご質問の歩行者に優しい歩道につきましては、歩道の拡幅や車道との段差解消等のさらなる歩行環境の改善と考えております。4号6号線の歩道拡幅は、隣接いたします宅地に、コンクリートの塀や住宅が近接していると、歩道幅を容易に広げることが困難な状況となっており、広げる方法といたしましては、現在の道路幅員9.0メートル内で見直す必要があると考えております。

ご提案いただきました、歩道を片側に寄せる方法も改善方法の一つでもございますが、4号6号線は供用開始から31年が経過し、両側歩道線として認知されておりますことから、今後の歩道の在り方について、関係いたします沿道及び地区皆様、小野小学校、PTA保護者の皆様等のご意見を伺いながら進める必要があるものと考えております。

4号6号線の改良、歩道改善には、歩行者皆様が安全安心してご利用いただき、優しい歩行環境となるよう、現状の歩道環境課題の把握に努めながら、改善方法につきましても検討しているところでございます。

以上です。

議長 (高平聡雄君)
槻田雅之君。

17番 (槻田雅之君)

それでは、再質問させていただきます。

私の質問、通告書の中に、自転車歩道を通行できないという話をさせていただいております。もみじヶ丘、杜の丘、小野地区を除きまして、自転車が通行可能な歩道というのは、前河原熊谷線のヤマザワの杜の丘に出るあそこの歩道しか通行できない状況でございます。

道路交通法では、自転車の運行につきましては、自転車は車道が原則、歩道は例外、車道は左側を通行、歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行、ただし道路標識等で通行することができる旨を書いている場合は除くとか、あとは高齢者、小学生に関しましては通行できるとか、あとは車道または交通の状況を見て、やむを得ない場合は歩道も通行できるという旨がございます。そして、今回ちょっともみじヶ丘団地の歩道幅をほとんど調べたところ、ほとんどが2メートル20くらいの歩道でございます。ただし熊谷小野線、県道から国道を結ぶものに関しては320センチ、バス停とか植樹マスの部分を除きますとそのくらいの幅がありますと。

それで、実際私もこのような幅でございますし、中にも、いろいろな標識もありますので、もみじヶ丘団地内で自転車通行、歩道を自転車通行できないのは半分致し方ないのかと思っておりますが、以前に地元の方から、先ほど言ったように小学生、幼児に関しましては歩道も自転車で走れますという話をしたと思うんですけども、小野小の教頭先生に確認したことがあります。そして、学校のほうでは、小学生に関しましては歩道を通行してくださいという指導しているという話がありました。

先ほど言ったように、歩道幅が220センチですか、2メートルくらいある歩道であればさほど危険ではないんですが、このもみじヶ丘の4号線、6号線は、ちょっと歩道幅があまりにも、120センチしかないので、非常に危険であると。なおかつ標識があるので、中にはその幅もとれないところもありますし、家の植樹とかの、木の枝とかが伸びていまして、なかなかその幅もとれないのもございます。一度、確かに、そのとき話したのは、できれば歩行者がいる場合は自転車を降りて、歩行者優先で指導してもらえないかという話をしたことがございます。

最初にちょっと質問したかったのが、このもみじヶ丘の、先ほど言った、幅が狭いところから広いところまで全部ありますけれども、そこを、実際は警察の指導になるかと思うんですけども、自転車通学化、全てじゃないです、先ほど言ったように一部でも広いところをする予定っていうか、その件につきまして、町長のお考えあればお聞かせいただければと思います。今のところ、もみじヶ丘内は、自転車の通行できる歩道は一つもないはずで。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今自転車の歩道通行ということでございますが、今の規制と申しますか、今おっしゃったような規制がある中でございます。今それを緩めようというような形で、警察等をお願いしている状況ではないところで、現在は。

議長（高平聡雄君）

梶田雅之君。

17番（梶田雅之君）

確かに、私も先ほど言ったように、道路幅がやはり狭いところもありますので、そこを緩める必要もないのかと思いましたが、私のちょっと通告書の中でそれがありませんでしたので、再度の意味を込めまして確認いたしました。

先ほどの、町長のその答弁に尽きるわけでございますが、歩行者に優しい歩道については、歩道の拡幅や車道との段差解消にさらなる歩行の環境改善を考えていきますということでございました。

特に、今回取上げましたのは、先ほどちょっと質問の中に載せたように、団地内も少子高齢化が進んでおる状況でございます。今現在、4月の時点ですけれども、もみじヶ丘団地の人口はやはり3,500人くらいおまして、前期高齢者ですか、65歳以上が850人で、高齢化率も高まっています23.4%と。それで、裏を返すともう大和町の平均よりも少しずつ高くなっているのが現状です。確かに、最初できた当時は、当初杜の丘の団地ができたように、平均年齢20歳、24歳、25歳とかそのくらいだったと思うんですけれども、年々増えておまして、ただもみじヶ丘二丁目だけはある程度高止まりしていると、少しずつ下がってきている状況ではあるんですけれども、そのような状況下でございますので、昔であればちょっとした段差でも問題なかったのが、その段差でつまづくっていうのですか、今回平成31年度ですか、歩道の改良工事をいたしましたという話がございました。あの改良工事は、こういう斜めのやつをこういう形にしたのと、降りる部分、1センチくらいか、少し厚くしたんですけれども、その1センチ厚くしただけでも高齢者ってつまづく人が多くなってきているんですよね。というのがあります。そして、なおかつ先ほど言ったように、今結構買物するにもショッピングカーですか、シルバーカーとかいろいろ、あれを結構押して歩く人がいるので、なるべくならもう段差がないのがベストな状況であると。なおかつ、最近の自治体においても、なるべく段差をなくすような歩道にしていると。確かに、当初の30年前であれば、今ある歩道が当たり前と。要は、道路から歩道、歩道とか車

道に出るにはなるべく厚さがあつたほうが車が止められて安全だという意識があつたんですけども、やはり30年も経ちますと大分変わっている状況でございますので、その辺が特に今の時代にそぐわない道路ではないのかと。特に4号線、6号線ですか、と思っております。

特に今回ちょっとお聞きしたかったのが、先ほど言ったように、高齢者から見た歩道の在り方が一番私は、最近特に気にしておりますので今回質問させていただいたんですけども、それに関しまして、ほかにもそういうところあると思うんです。できた当時は、造った当時だと全然問題ないですけども、団地の状況が変わりまして、高齢者が増えた場合、そうすると道路なりいろいろな面で、その環境っていうんですか、改良する必要があると思うんですけども、その辺に関しまして町長のお考えをお聞かせください。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういった歩道関係のことだと思いますが、その地区、地区でやはり状況がいろいろ違うんだというふうに思っております。特に団地の場合はそういった形で、同じような形で造って、同じような形といいますか、そういった計画にのっとって造っておられるということで、前からのところではそうではないと思われているというところでございます、いろいろだと思いますけれども、いずれ高齢化社会になってきたときに、その段差といいますか、そういったものにつきましては、やはり大変転んだりする、けがの元になるとかそういったこともあるというふうに思っておりますので、そういったものについての在り方というのは考えていかなければいけないというふうに思っております。

あと一方では、段をつけることによって交通安全を守るとかそういったこともございますので、一概に全てがというわけにはいかないというふうに思いますが、やはりそういったことにつきましては住んでいる方々、年代によってはちょっと語弊があるかもしれませんが、そういったことは道路の中で考えていく必要があるというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

槻田雅之君。

1 7 番 (槻田雅之君)

今回私が気にしている幹線4号線、4号、6号なんですけれども、当初もみじヶ丘団地というのは、直接北に抜ける道路っていうのはなかったんですよ。何かと言いますと、日吉台中学校のところで行き止まりでした、当時。そのせいもありまして、簡易的に4号6号の歩道を追加というか設置したのではないかと私はちょっと想像しております。その後、杜の丘8団地ができて、平成10年11月に今の、今回議題に出しています4号線、4号6号に町民バスが走るようになりました。その後リサーチパークができた、富谷ではコストコやこども園、高速のインターチェンジなどができて、利用者、要は車の往来が以前ともう全然違うぐらい増えております。また、国道と県道の抜け道っていうんですか、通り道にもなっておる状況でございます。あそここの幹線6号線の中で、一部カーブがきつい場所がございます。そこでは過去に町民バスの事故もございました。あと、自転車の事故もございました。幹線6号線、もみじヶ丘三丁目のほうは、以前は中学校のスクールバスを運行しておりました。バス停とかがありました。ただ、そのような状況なので、今はその6号線を通らずに、小野線ですか、昔のバス停のほうですか、本当の宮交のバス停に停まらせるように変更した経緯もあります。そのように、やはり交通状況によりましていろいろ、行政が何もしていないわけで、いろいろな意味で変えているんですよ。なおかつ、先ほど言ったように、当時は確かに三丁目で行き止まりだったので全然通行量、歩行者も全然少なかったんですけども、やはり杜の丘の団地ができて、今小学校は800人くらいですか、全校生徒800人近くいるんですけども、そのうち多分700人あたりが三丁目のどこかしらの歩道を歩いて通学すると。一番立派と思われる日吉台中学校の歩道のほう、あとは七十七銀行とかに抜ける道路に関しましては、ほとんど今人が、大和町の小野小の子供たちが通っていないという状況でございますので、これは少し優先度を高くしてもらいまして、改善してもらわなければいけないのかと思っておりますが、その辺につきまして町長のお考えをお聞きしたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

4号6号線といいますか、あの道路につきましては、おっしゃるとおり学校、生徒が通われるということで、多くの方々が利用されております。町のほうでもいろいろ手を加えて、歩道をカラー歩道にするとか、ああいったこともやっているところがございますが、あそこがたまたま狭い道路といいますか、学校前で、何でそうなっているのかとちょっと私も思うんですが、何かそういう造りでスタートしておりますので。

平成に一回、皆さんのご意見を聞きながら、そういった改良もしているところがございますけれども、あそこの道路につきましてはほかの議員の方からもいろいろご意見のあるところがございますので、我々もそういった認識をしております。

いろいろ検討を今現在もしているところと申し上げましたが、そういったことの課題がある道路でございますので、そのことにつきましては、そういったことも踏まえて、いろいろ考えていきたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

梶田雅之君。

1 7 番 （梶田雅之君）

先ほど、今の町長の答弁があったように、大分あそこには、町としても結構改良してもらっている状況でございます。

小野小学校の押しボタン付近には、あそこの一部の待合所っていうんですか、あそこをフラット化してもらったり、ガードパイプの設置によりまして安全安心が確保された。また、グリーンベルトの設置によりまして登校が、今まで固まっていたのが少し分散したとか、そういうこともございました。

あと、熊谷小野線の歩道につきましても、あそこ一部平面ブロックでございましたが、場所によってやはり大型自動車ですか、大型トラックとかダンプ通りますとやはり歩道が耐えられないというんですか、特に平面ブロックに関しましては暴れるというんですか、がたつくというのもございまして、もう入り口のところだけアスファルト舗装してもらったとか、いろいろな意味で改良工事を行っている状況でございます。

ただ、今回ちょっとお願いするのは、本当に大規模な改良工事が必要なのではないのかと。確かに以前、平成10年度ですか、やったときというのは、確かに道路の乗り入れ部分だけ直したんです。全体的に直さなかったんです。なので、一部平らになっ

て、また下がって、また上ってという形だったんですけれども、当時あれが、全部同じ高さになればまだ歩きやすかったのかと思いつつも、逆にあそこの片側ですから、西側っていうのは電信柱がありまして、冬になりますと水滴が垂れて、ちょうどそこが傾斜のところになって滑りやすくなるとか、いろいろな問題が出ている状況でございますので、先ほど言ったように、なるべくならばほかの道路よりもやはり優先度を強くしてもらいたいと。

確かにあそこ、片側の、両側に歩道あるんですけれども、やはり歩いている歩道の比からいうと、多分小学生の数、小学生も利用しているのもあるんですけれども、全然、90対10ですか、もっとひどいかもしれませんけれども、確かに、言ったように小学生がほとんどあっちって、西側ですか、東側ほとんど歩いていない状況というものもありますので、その辺できれば、どのような改良工事になるのか分かりませんが、何かしらやはりいい案、それも時代とともにいろいろ変わってきている状況でもあるのかと。

この辺で言いますと、富ヶ丘小学校の近くであれば、歩道さえなくてもグリーンベルトで通るだけにしたとか、いろいろなやり方があると思うんです。その辺ちょっと私は分かりませんが、その辺いろいろな関係自治体とか見て、いろいろなやり方をしてもらえればと思うんですが、その辺に関しましては、再度町長のお考えをお聞かせいただければと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

道路の改良ですが、幅員がどうしてもあそこ決まってしまうということ、両側に住宅がほぼぎりぎりといいますか、状況でございますので、あの幅の中で考えなければならぬだろうというふうに思っています。

そういった中で、今両側に歩道があるんですが、おっしゃるとおり片側に寄せる、さっきも言いましたけれども、ということになりますと片側がなくなる、当然ですが、そうなってきたときの住民の方々の考え方とかもありますので、やり方はさっきお話のとおり、そのポールを立てるといってもあり得ると思いますし、いろいろあると思いますので、それにつきましてはその地元の住民の方あるいは学校の関係者の

方々、そういった方々のご意見をいろいろお聞きしながら、一番いい方法を考えていきたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

槻田雅之君。

1 7 番 （槻田雅之君）

町長の答弁で尽きるわけでございます。町長も歩行の環境改善に向けて検討してまいるということでございますので、その辺の手法等に関しまして、私も古い知識しかございませんし、ネットで調べたものしかありませんし、実際それがいいと思えば、何年後にはそれは逆だとかとかっていう、いろいろなことがありますので、その辺はお任せしますが、最後にちょっと私から言いたいのが、団地開発に当たりまして歩道の設計、設置は販売する管理会社というのですか、組合ですか、そのほうの意向にもよりますが、その後の管理というのは町に移行、移管されております。過去にもみじヶ丘団地では歩道橋、あとオブジェ、石像。杜の丘では2号、3号公園の水路というか、昔あの池があつて、あそこの水路など、その後、管理に関しては町に移管されたことがあります。その後すべからく、歩道橋もしかり、オブジェはそんなに金かかっていないんですけれども、水路に関しましても、約何千万円という単位の単費が、特に歩道橋はいろいろありましたよね。国債が利用できるから取り外すのではなく単費にして何千万円、あと森の水路にしても、石垣を埋めましょう、その次は池も潰しましょうという形で、すごく単費が投入されていることが多いです。また、あと平面ブロックに関しましても、最初は見栄えいいんですけれども、やはり普通の車、大型ダンプが悪いわけではないんですけれども、やはり特に商店の入り口、あとダンプとか大きいのが来ると、一発で平面ブロックっていうのが暴れ出すということもございまして、やはり今後杜の丘北の団地、あとは吉岡西部ですか、今後はいろいろな意味で道路とか歩道が整備されると思うんですけれども、その時点から、町からできればこういうのは使わないでほしいとか、要は、今後の維持管理も考慮していただきまして、そういうような提案をできるようにしていただきたいと思いますが、その辺につきまして町長のお考えあればお願いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

区画整理事業と申しますか、そういったものにつきましては、民間でやる場合もあれば、今回のように町でやるケースもございます。基本的にはその時の法律とか、そういったものにのっとってやるものになっておりますので、企画とかそうなるかと思っております。

あと、民間の場合ですと、どうしても販売ということもございましょうから、その魅力を上げるために様々な工夫もされるということがあると思っております。ただ、それが10年、20年、30年後って言ったときにどうなってくるかっていうのは、なかなか予測も難しいところではあるので、一概にこれはやめてくれということができないところがございますが、これまでの経験とかそういったものは我々も蓄積されてきておりますし、業者も多分そういったものを持ってこられているというふうに思います。そういった中で、これまでにいろいろ課題があったものについては、そういったその課題にならないような工夫をやられていかれると思っておりますし、町でやる場合には、当然そういったことはしっかりやっていきたい。業者のほうにはそういった課題と申しますか、そういったことが、あることについてお話をさせていただきながら、ある意味で商売でありますので、将来的なことも考えているので、そのことが結局住んだ方の、住民の方に返っていくわけですから、そういったことをお願いするというのを説明、そういったことが大切なことだろうというふうに思っております。町でやる場合にはそういったこと、特に注意してやっていきたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

梶田雅之君。

1 7 番 （梶田雅之君）

以上で終わりますが、特にもみじヶ丘とか吉岡もそうですけれども、いろいろな意味で、歩道整備というのはこれから必要になってくるのかと思っておりますので、その歩道に関しての町長のお考えですか、今後どのようにやっていくとか、やはり、道路は大分よくなってきたかと思っております。ただ歩道に関してはまだまだ足りないのではないかと、私の個人的な意見もございまして、その辺は町長からの、町長の歩道に関する考えですか、何かしらあれば、統括したその歩道についてのお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

基本的には、道路というのが生活の基本となるものだというふうに思っております。車道も歩道もです。そういった形でありますけれども、歩道につきましては、おっしゃるとおり様々な課題が出てきていることがございます。よかれと思って植えた植樹がいろいろな悪さをしたり、あるいはそのインターロッキングブロック等はそのようなことがあるということがございますので、住む人に優しいということは非常に大切なことだと思って、それが大事だと思っています。

一方で、何と言いますか、住む人だとやはり、こういうのがあったほうがいいのかかっていう思いもありませんので、その辺の整合と申しますか、それをしながらではありますけれども、これからの高齢化社会あるいは小さなお子様たちに優しいということが大事になってきますので、そういった歩道等につきましても、安全で安心を優先にしてやっていくというのが大事ではないかというふうに思っております。

議 長 （高平聡雄君）
槻田雅之君。

1 7 番 （槻田雅之君）

以上で終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議 長 （高平聡雄君）

以上で、槻田雅之君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後 1 時からとします。

午前 11 時 43 分 休 憩

午後 0 時 59 分 再 開

議 長 （高平聡雄君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

9 番今野善行君。

9 番 (今野善行君)

それでは、通告に従って一般質問をさせていただきます。

昼食後ということで、皆さん腹の皮が少し突っ張っているかと思えますけれども、耳を貸していただければと思います。

それでは、1件、3要旨ということで進めさせていただきます。

1つは、みどりの食糧システム戦略への対応についてであります。

令和2年3月に見直し、食料・農業・農村基本計画を閣議決定されました。または、令和3年5月には、農林水産省が、持続可能な食料システムの構築に向けたみどりの食料システム戦略、以下みどりの戦略というふうに言わせていただきたいと思います。これを策定し、中長期的な観点から、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現、化学農薬50%削減、化学肥料30%削減、有機農業の面積100万ヘクタール、全体の25%に拡大など、14の目標が掲げられました。これらのことを受けて、本町として、今後5年ないし10年の農業の将来像について所見を伺いたいと思います。

1要旨目ではありますが、基本計画に関連しまして、地域農業を支える担い手の認定農業者や、経営規模の大きい経営体を中心に据えてきたというふうに考えますが、食料の安定供給や農業の持続的な発展という観点から、中小規模の経営体や副業的な農家など、多様な経営体を含めた経営体への取組が求められておりますが、これに関しての所見をお伺いします。

2要旨目、みどりの戦略に関しては、14の目標が掲げられております。特に、有機農業の推進を図っていく必要があると考えますが、どのように推進していこうとしているのか、所見を伺いたいと思います。

3要旨目、みどりの戦略の目標とする化学農薬50%削減、化学肥料30%削減や、有機農業への取組の推進に当たり、未来を担う子供たちに安全安心な給食を提供するため、学校給食への地元有機農産物を可能な限り導入し、有機栽培の実践につなげてはどうか。当面、米飯給食での特別栽培米の導入に取り組んではどうか。

以上、お伺いしたいと思います。

議長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの今野議員の、みどりの食料システム戦略への本町の対応についてお答えさせていただきます。

みどりの戦略は、食料農林水産業の生産力向上と持続性の両立を、最新の技術を活用して、最終目標年度を西暦2050年度として、ゼロ・エミッションと持続的発展に向けた取組の技術導入を図るものでございます。

1 要旨目の、地域農業を支える担い手を、認定農業者や経営規模が大きい経営体を中心に据えてきたと考えるが、食料の安定供給の、農業の持続的な発展という観点から、中小規模の経営体や副業的農家など、多様な経営体を含めた農業への取組への所見についてのご質問についてお答えをします。

地域農業につきましては、農地に、食料の生産ほかに、水路やため池等の農業用施設を活用した水害軽減効果、二酸化炭素吸収、田園景観等、多面的な機能があり、特に、地域の多くの副業的農家が支えていかなければ地域農業の継続は困難であると考えております。

食料の安定供給については、大規模に土地を集積し、基幹穀物を大型農業機械で、麦、大豆、飼料作物、そば等の食料自給率の低い穀物等を効率的に生産する土地利用型農業は専業農家が行い、副業的農家で経営規模が小さな農家には、大型の農業機械導入等が難しいことから、野菜等、露地やハウス等を利用して行う園芸農業にすみ分けが必要と考えておりますが、園芸農業については十分な機械産業が確立されていないことから労力と手間がかかることや、新たな農産物栽培には知識や試行錯誤が必要であり、町としても県やJA等と連携して栽培を推奨しておりますが、稲作農家からは敬遠されている状況でございます。

また、国では、地域条件によっては家族農業の小規模農家が必要との認識はあるようですが、日本型直接支払い推進交付金等あるものの、支援策については少ないと、このように感じておるところでございます。

2 要旨目の、国のみどりの食料システム戦略の有機農業の推進方策についてでございますが、国では、西暦2040年までに、主要な品目について、農業者の多くが取り組むことができるよう、次世代有機農業に関する技術の確立、これにより、西暦2050年度までにオーガニック市場を拡大しつつ、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%に拡大することを目指しておりますが、本町の農地面積の25%となりますと、約500ヘクタールの農地が有機農地で栽培となりますが、現在本町の水田にお

ける有機栽培については、鶴巣地区で約2ヘクタールであり、有機土壌にするだけでも数年の土地改良が必要で、隣接農地での農薬散布状況を考慮する必要があること、栽培労力もかかること等から、取組へのハードルは高いと認識しております。今後、国の有機栽培の次世代技術の確立を注視してまいりたいと考えております。

有機栽培は、収穫量が減少することを考慮しますと、現在の転作田における水田活用の直接支払い交付金等は、収穫量に応じた数量払い制に重点を置いていることや、食料自給率向上といった観点から、国等でどのような調整がなされるかも見守る必要があると、このように考えております。

また、消費者の農産物の購買傾向は外見、価格等を重視する傾向にあり、消費者への国産有機栽培農産物の啓発活動が重要と考えております。

次に、3要旨目についてであります。今野議員からの、昨年6月の定例会の一般質問においてお答えしておりますが、学校給食の食材に、可能な限り町内の農産物を使用したいと考えております。一方で、安定供給において、現在の生産量では難しいところもございます。

学校給食への地元有機農産物の導入については、今後関係機関と連携しながら研究してまいりたいと考えております。

米飯給食への特別栽培米の導入につきましては、本町では米飯給食を週4回実施しておりますが、令和2年11月からは、化学肥料や農薬の種類を減らして作付した町内産ひとめぼれの環境保全米を導入し、児童生徒に安全安心でおいしいご飯を提供しております。

環境保全米は、JAS有機栽培米と、農林水産省が定める特別栽培農産物に関わる表示ガイドラインが準拠し、各JAが示す生産基準・栽培履歴によって栽培された米穀になっておるところでございます。

以上です。

議長 (高平聡雄君)
今野善行君。

9番 (今野善行君)
それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

まずこの基本計画、これ概ね5年ごとに国のほうで見直しをするというふうになっているわけでありまして。これは、やはり現状の環境なり、そういうのを踏まえての見直しということだろうというふうに思います。

この見直しの基本計画の中で、目新しいっていいですか、取上げてきたのが、この質問の中には入れてあるんでありますが、中小家族経営などの多様な経営体の生産基盤の強化を図る、それで農業経営の底上げを図っていこうという、比較的新しい発想といいですか、そういうのが出てきている。これが一番大きな部分かというふうに私的には思っております。

あとは、概ねこの継続的な部分ですか。それから、加えられたっていいですか、仕事のほうに関する新たな国民運動ということで、消費者理解を深めていくとか、そういうものは、この新たな基本計画の中では入ってきているわけでありまして、この新たな基本計画に関連しまして、今回このみどりの食料システムの考え方が入ってきたということでもあります。

これに関して、今この担い手の状況も含めて、1要旨目で申し上げたいのは、この経営体の対応、本町のいわゆるその担い手、そういうものをどのように把握され、またどのように今後の見通しといいですか、分析されているかお伺いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

本町担い手の把握あるいは今後の見通しということですが、現在本町では組織化といいですか、そういったことが基本といいですか、そういったものを進めておるところでございます。

地域農業、さっきも言いました認定農業者の方とか、経営規模を拡大するとか、そういった形で効率のいい農業といいですか、そういったことがまず基本的にあるというふうに思っております。しかしながら、農業をするに当たりましては、農地が移動できるわけでもございませんので、いい場所といいですか、農地を集積しやすい場所、あるいは作業しやすい場所ばかりではなくて、山間地とかそういったところにつきましては、なかなかその集約をするにも、あるいは効率的な作業をしたくてもなかなかできないところもあるというのも現状だというふうに思っております、そういった意味から、大規模化というのはまず基本にあるものの、そういった中小という言い方

になるのでしょうか、大規模化なかなかできないといえますか、そういったエリアあるいはそういった土地があるというふうに思っております。

今までの国の政策ですと、どうしてもさっき言いました大きな、大型化というものがありまして、どちらかというところそういった大型化に取り組めない地域についてなかなか目が向けられていなかったといえますか、少し薄かったかというふうな思いがずっとありまして、その辺の課題はあるというふうに思っておりましたが、今回有機農業という言い方ではございますけれども、そういった農家の方にも、当然のことながら、これからの農業に大切ということが新たに明示されているところでございまして、町としてもこのことについては、本来あるべき姿というふうに思っています。

ですから、捉え方としましてはそういった形で、大型化するエリアがある中で、なかなかそういった大型化には取り組めないエリアというところもあろうというような捉え方をしております、そういった方々への応援といえますか、今後の農業についての対策というのは大事なことだというふうに思っております。

議長 (高平聡雄君)

今野善行君。

9番 (今野善行君)

いわゆる担い手の育成ということが一つ課題だと思うんです。そして、自分的には、これまでの、いわゆる先ほど町長がおっしゃったような大規模化の傾向といえますか、それがなかなか頭打ちになってきているというのが現状かというふうに思っております。

ちょっと、これ町の統計資料なんです、まず今いろいろな言い方してきましたけれども、専業、兼業の農家数の状況です。ある資料からなんです、2005年と2015年、10年間の比較をしてみますと、専業農家は、2005年には91戸もありました。2015年には50戸ということで、45%も減少していると。現在はもっとひよっとしたら動いているかというふうに思うんですが、そういうふうに専業農家が減ってきているということでもあります。多分、この専業農家の中には、法人とかそういうのも入っている数でありますから、そういうのも含めていくと、このように減っていると。

その一方で、兼業農家の状況であります、今はこういうふうになっているんですか。第1種兼業農家ですが、これは、2005年には168戸、2015年には67戸と、6割も減っているということなんです。この6割の減った戸数っていうのはどこに行ったのかと

いうふうに思いますと、これも推測でありますけれども、一つはそういう組織化の部分に入った方と、それからあるいは2種兼業ですか、そちらのほうに移行した方もあり得るのかというふうに推測しているわけであります。一方、その第2種兼業農家は、2005年が881戸、それから2,015年は383戸ということで、これも56.5%まで減っているというような、いわゆる経営を維持する担い手が、こういう現状に、本町ではあるということだと思います。やはり、これから、今後こういったところをベースにやはり考えていかななくてはならないのかというふうに思います。

農家人口も、同じようにいわゆる生産年齢、いわゆる15歳から65歳までの状況を見ますと、これも数字申し上げませんが、63.5%減っております。それから、65歳以上になると55.4%、その中でも、男性ですと生産年齢が62.6%減少。それから65歳以上ですと52.7%、女性もほぼ同様な傾向になっております。さらに、農家一戸当たりの家族人員ですか、構成員、これも34%まで減少しているという、いわゆるここで言う持続可能な農業をやっていくには、それを支える人の状況がこういう状況になっているということでもありますので、今回のこの基本計画の中で見ていった場合に、当然この部分も含めて担い手の育成をひとつやっていくということが必要でありますし、それから答弁にありましたように、今後すみ分けというのですか、土地利用型農業は専業農家、それから副業的な農家は経営規模が小さな農家、これらについては露地野菜とかそういうものを振興していく必要があるというふうにおっしゃっておりますが、これにはいろいろな課題がありますということでもあります。

この辺の考え方については私も同感するところではありますが、しかれば、これを具体的にどういうふうに進めるかっていう部分がなかなか見えてこない。何回かこういうこの農業問題取上げたときに、町長のご答弁の中には、やはり国の動向を注視しながらという言葉が出てきます。ただ、国はメニューは用意しますけれども、動かないですよね、なかなか。そういう意味では、やはり今地方分権とか、地域を変えるという意味では、やはり地方から発信するためには、やはり地方の自治体、ここが動いていかないとなかなか発展していかないんじゃないかというふうに思っております。そういう意味で、そういうところについて町長はどういうふうにお考えでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

今、いろいろ数字的なこともお示しいただきました。そのとおり、担い手等につきましては、減っている部分が大型に集約されたとかそういったことももちろんあるとは思いますが、減ってきているのが現状だというふうに思っています。大和町に限らずの話だというふうに思いますが。そういった中で、今回国のほうでは、そういった方々にも目を向けるという部分もあって、この新しい施策なんてできるんだというふうに思っております。

町として独自にというお話でございますけれども、町として独自にできることはもちろんやらなければならないと思いますが、ある程度限界があるといえますか、大変申し訳ないんですけども、農業の場合ですと、それなりに投資へというものにつきましましては非常に大きなものがございます。まして今度は一件一件、規模の小さいそれぞれの経営体となっていくわけで、有機の場合、そういうことが目指されているところでございますので、町は、もちろん頑張るところは頑張らなければならないと思いますが、まず国の施策につきましましては、ぜひその辺のものも具体に出してもらような活動をしていかなければいけないと思っております。

先ほど言いましたけれども、量的なものに支払うものになっておるわけでございまして、そういった新しい有機とかになってきた場合には、相当また価値観が全然違った形のものになっていく必要があると思います。量ではなくて品質のもの、あるいは有機ですから、先ほどお話ありましたけれども、農業とかそういったものが少ないものとか、そういったものの意識というものも変わってもらわなければいけませんし、あとそういったものにつきましましては当然労力がかかり、量的なものもあれば、値段も上がるということでございますので、そういった理解も当然必要になってくるというふうに思います。

そういった中で、町の中で何ができるかということのを併せて考えていかなければいけないというふうに思っております。国ばかりではなくということ、そのとおりだというふうに思いますが、まず国のほうにはその辺をきちんとやってもらうということは、大和町に限らずの要望といえますか、なりますけれども、農業に対する考え方としてのお願いはずっとしていかなければいけないと思っております。

町として、あと今度は大和町にどういったものが必要なのか、そういったことにつきましましては、関係者といろいろ相談しながらやっていく必要があるというふうに思っております。

今野善行君。

9 番 (今野善行君)

今町長がおっしゃったこの進め方っていいですか、それについてはそのとおりかというふうに思います。

私が言っているのは、今国の政策を見ても、今小規模、そういう経営体もちゃんと重視してやっていかななくてはならないって言いながら、いろいろな補助事業といいますが、これ多くがやはり大規模中心なんです。例えば、町長の答弁にもございましたけれども、結局大規模向けの政策が結構あるんです。だから、今度のこのみどりの食糧システムなんかの予算の中にもいろいろあるんですけれども、スマート農業とか、あるいはその無人化とか、デジタル化とかいろいろありますけれども、なかなか小規模農家にとっては、おっしゃったように投資が難しい話であります。この辺の政策をやはり変えていかなければならないんだろうというふうに思います。

そういう意味で、ではどうするかというのは、さっき申し上げたのは、結局地方からそれを直していこうかと。どういう課題があって、国に何を要望すればいいか。それを実践の中で構築していただいて県や国に要望、要請していくっていうような流れをつくっていかないと、なかなか変わらないんじゃないかっていうふうに思っております。

私も結構長らく農業関係に携わってきたんですけれども、ずっと見てきても、今のような体系というのは変わっていないというふうに思っておりますので、変えるには、今申し上げたような形で、やはり地方から変えていかないとなかなか動かないんじゃないかというふうな一つと、それからもう一点は、ただそういうふうにして実践している市区町村もあるんです、国内にも。やはりそういうところも合わせて、やはりモデルになれっていうわけではないんですけれども、何かそこから動かないと前進しないのではないかというふうに思っておりますけれども、町長はどういうふうに感じておられますか。

議長 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

地方から変える、あるいはそういった動きっていうことが大切だと、そんなふうに思います。

こういった事業になりますと、やはり農家がこういった気持ちだったらやるのか、取り組んでくれるかということも大事だというふうに思います。そういった意味で、地方自治体のほうで独自の応援、そういったことも大切なことになってくると思います。町のほうでもいろいろ、畦畔直すとかそういった事業もやっているところがございますが、そういったものに合わせた形で、独自の方法っていうのも大事だし、必要になってくるんだというふうに思っています。

今いろいろ地方といたしますか、ほかのところの事例とかも研究しながらというお話もございましたけれども、この有機のほうにつきまして、有機という言い方がいいのかどうか、この今回の捉え方です。小規模農家の生きる道として有機をやりましたよ、有機をやるのが大事ですという話になってきた場合には、有機となるとやはり担い手の問題、取り組む意欲、何をしたらそうなるんだということも出てくるというものですので、そういったことにつきましては、農家だけではもちろん難しい点、まだ足りない部分があるとすれば、町なりあるいはそういった農業団体なりとそういったものの研究をしながら一緒にやっていく必要があるというふうに思っております。

そういった意味で、地方からという考え方につきましては、そういった部分は、作物につきましても、やはりそれぞれの特徴といたしますか、地域性とかがあると思いますので、そういったお手伝いも含めてやっていかなければいけないというふうに思います。

議長 (高平聡雄君)

今野善行君。

9 番 (今野善行君)

ぜひ申し上げたような形で、今町長おっしゃられたように、そういう部分での支援っていいですか、やはり充実していただくように進めていただければというふうに思います。

これ、おっしゃったように、やはりその一町村だけで持つていくのもなかなか難しい部分もあると思いますので、やはり国の支援なりそういうものをうまく活用する、あるいは要請、要望していくっていうことをぜひお願いしたいと思います。

以上で1要旨目について終わりたいと思います。

次に、2要旨目であります。このみどりの戦略についての具体化の面ですが、ここの中でやはり大きな有機農業の推進の分かというふうに思っております。そのほかに、木材利用のバイオマスによるCO₂削減の問題とか、そういうのもいっぱい重要項目の中にあるわけですが、ここでは有機農業推進委員についての取上げをさせていただきました。

そこで、なぜ今この国として持続可能な食料システムの構築が必要なのかというのが、これはやはりいろいろな背景があるようであります。いろいろ調べた中では、一つはさっき同僚議員の中にもお話ありましたけれども、世界情勢といいますか、そういう部分なのかというふうに思います。

大きいところは、一つはアメリカ、米国の農業イノベーションアジェンダという取組が始まった。これが2020年から始まっているということです。それから、もう一つは、EUの「Farm to Fork」ということで、農業生産から食卓までの流れをつくっていこうということが出てきて、これらがいわゆるグローバルスタンダードといいますか、国際的なスタンダードになりつつあるということが出てきて、日本も取り急ぎこのみどりの食料システム戦略が検討されて、出てきたという、発表されたということになっている流れがあるようであります。

そういう中で、国際的なそういう動きに日本も乗り遅れないようにということなんですが、なぜ乗り遅れないようにというふうなことが出てきたかという、やはり日本は自給率三十何パーセントぐらいでありますから、これに乗り遅れてしまうと、日本のこのやはり食糧確保が難しくなっている、いわゆる供給、サプライチェーンという問題が出てくるのではないかという心配から、こういう言い方がどうか分かりませんが、そういう背景があって日本も取組を始めたという流れがあるようであります。

この食糧システムそのものはまずそういうことでもいいと思うんですが、やはり柱となるのは有機農業のほうなんです。なぜ有機農業かっていうと、環境問題とかそういうのがいっぱい絡んで有機農業の推進をすると、それがいわゆるグローバルスタンダードとの流れだということだと思います。

こういうことがあって、このみどりの食料システムの中で有機農業を進めていこうということですが、科学農薬が50%か、化学肥料が30%減少とか、あるいはその有機農業の面積が25%というのは、これEUの数字とほぼ同じなんです。ただ目標年度がEUでは2030年、日本は2050年にしたというだけで、結局まねしているのではないかという人もいますようでありますけれども、いずれにしてもそういう目標を設定

して進めようということでありますから、国もある程度、本気度があるのかというふうに思っております。

ご答弁にありましたように、実際ありましたように、大和町でありますと、やはり2,000町歩あまりの中の500というのが25%相当の面積になるということでございますので、大変な数字かというふうに思います。これは、有機農業推進法というのは平成18年かその頃にできたと思うんでありますが、もう平成18年にその推進委員はできたんですけれども、それを受けて各都道府県は有機農業の推進計画っていうのをつくることになっておりまして、それはつくられているようであります。

宮城県も計画といいますか、推進計画がありまして、宮城県の場合には、いわゆる有機JASの面積で計画されているようではありますが、県全体で332ヘクタールであります。この面積は、今県内で13万6,000ヘクタールぐらいあると思うんですが、現状0.25%です。それを令和12年度には500ヘクタールということで、概ね0.4%に持っていくという計画があるようでございます。ほとんどが水田です。野菜等は、内訳としては500トンの内訳で、米が470ヘクタール、野菜等が30ヘクタールということで、水田のほうが主のようでありますけれども、こういう計画は一応あります。まずこういう県の経過からしても、大和町の500ヘクタールっていうのはかなり大変な技かというふうに思いますし、国のこの100万ヘクタールっていうのもかなり厳しい数字だと。結局計画倒れになるんじゃないのという意見といいますか、そういうのもあるようであります。

そういう意味では、この有機農業を進めるのは大変難しい部分があるかというふうに思っておりますが、いずれさっき申し上げたように、大きく言えばこのグローバルスタンダードの中で進めざるを得ないということになれば、先ほど町長の答弁にもありましたように、やはり始められる糸口といいますか、切り口は、小規模経営とか家族経営の中で、切り口にして、有機農業を推進していくというのが、ほかの事例なんかを調べてみますと、そこからスタートしているというところもあるようであります。そういったその先進事例を見習って、参考にして、そういう進め方をしてはどうかということの一つと、そういうものを進められるに至っては、先ほど県とかJAとか関係機関との連携というお話もありましたけれども、やはり町としてそこに取り組んでいく姿勢っていいですか、積極的に農家に働きかけていくということから始まっているというところがありますので、これも体制、人的な体制も含めて、いろいろハードルはあると思いますが、いずれどこかから口火を切っていかないとやはり前

進まないというふうに思います。その辺の、今後のこの有機農業の推進の方向性について、町長どういうふうにお考えでしょうか。

議長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

有機農業の推進というか、これにつきましては国として全体で進めていくということですので、町も当然そういった方向は、一緒にやっていくという、基本的なことは当然あるというふうに思います。

町のほうで、進めるに当たっての町の姿勢ということでございますけれども、先ほど申しましたとおりどういったもので、どういった販路があつてとか、そういうところまでも当然必要になってくるかというふうに思います。ですから、そういったことについては先進事例があるということでございますので、町のほうでもそういったところを研究しながら、そういったものについて、大和町にはどういったものがあるのか、あるいはどういったものであれば皆さんに協力してもらえるかというものは、研究していかなければいけないというふうに思います。

町の姿勢ということでございますので、それは町としてこういったものの取組で、こういう方向をやるということをお示しをしながら皆さんの協力をもらうということは、基本的に大切なことだと思いますので、そういったことにつきまして今後研究してまいりたいと思います。

議長 （高平聡雄君）
今野善行君。

9 番 （今野善行君）

ぜひその辺も研究して、進めることがまず大事かというふうに思いますので、今おっしゃられたようにいろいろなハードルあると思いますけれども、やはりそこは克服していくしかないと思いますので、取組を進めていただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ答弁にあつたんですが、この消費者の農産物の購買傾向、あるいはその消費者理解っていいですか、それをどうするかっていうのも一つの課題かと

いうふうに思いますが、3要旨目とちょっと関係するんでありますが、先進事例をいろいろ見てみますと、まず小さいところから始めていっているんです。もう、それに関連して、できたものはいわゆる公共調達っていいですか、手っ取り早いのは学校給食なんです。学校給食で広まると、それじゃって協力する人も出てきたりして、だんだん広がっていているっていうのが先進事例で多いようであります。そういう流れをつくっていかないと進展しないのかというふうな思いもありますので、本来の意味でのこのサステイナブルというか、持続可能な地域農業を考えていくのであれば、その辺重要かというふうに思しますので、それも含めて研究して、ぜひ実践に結びつけていただければというふうに思います。

以上で2要旨目を終わらせていただきたいと思います。

それから3要旨目であります。これについては、これも可能な限り、地産地消の問題も含めてであります。

先ほど申し上げましたように、学校給食で使うことができればいいというのは、先進事例もそのようになっているということでございます。大いに、そういう事例で進めての、多いのは、やはり米から始まっているんです。だから、町内でも農産物で供給できるのは、一体的にできるのは米だと思しますので、米から始まってはどうかというふうに思っています。

今の現状からして、私も100%完全有機、いわゆる有機野菜といいますか、それに沿ったのは難しいかと思っております。それで特別栽培って書きましたけれども、特別栽培の中でも、あさひな地区で進めている「郷の有機」の特別栽培米、これを推奨したいと思っています。これは、裁判基準がある程度厳しくなっていますので、一つは減化学肥料ということで、「郷の有機」に入れるために、化学肥料がまず減らされます。それから農薬も指定されておりますし、これも毒性の低いものが使われております。蜜蜂の大量死といいますか、そういう問題が起きたことがあるんですが、これも、先ほど同僚議員のお話にもあったんですが、毒性の問題です。低毒性のものを使うべきではないかというお話であります。

なぜ「郷の有機」を取上げたかという、実は富谷市ではちみつプロジェクトやっていますよね。あそこからもちょっとクレームありました。これは、ネオニコチノイドという殺虫剤です。これがちょっと問題になっておりまして、蜂が死んでしまうということで、それを、薬剤を変えておりますので、別の薬剤です。そういうことがあって、ぜひ「郷の有機」の、あまり変わらないですけれども、若干高くなりますけれ

ども、それを使うことから始めて、低農薬っていう部分をお話ししていただければというふうに思っております。

先ほど同僚議員の中からも、いわゆる学校給食の残留農薬検査のお話がありました。その中で、平成29年に、日本が残留農薬の基準を変えているんです。変更しているんです。先ほどありましたが、小麦については5%から、これ5ppmか、キログラムで言うと1キロ5ミリグラムから30グラムとあって、6倍に増えている小麦、結構そういうものもあります。それから、変えているもの、例えば小豆類でありますと、国際基準っていうふうに書いてあるんですが、いわゆるほかの国で引用している部分、小豆だとオーストラリアの分ですけれども、これが、2ppmが10ppmということで、5倍になっております。それから、関連しそうなのはゴマの種とかは、もともと0.2ミリグラムが40ということですので20倍とか、そういうふうな緩和される、逆に日本は緩和されているっていうことなんです。ここがやはり問題だというふうに思います。

先ほど、同僚議員から、グリホサートの問題がありました。これも大変問題が大きくて、ヨーロッパではそういうものは入れていないというふうになっておりますし、ヨーロッパはもっと基準が低いんです。EUの食は基準が低くなっているということでもあります。当然、日本も輸出で5兆円を目指しているのですけれども、それに合わせるために、やはり基準を下げるしかないんです。例えばオーストラリアは、ヨーロッパ向けと日本向けに輸出する小麦の残留農薬、農薬の濃度が基準値違うんです。日本向けは多い、ヨーロッパ向けは低くしている。そういう現状が出てきているということでもありますから、日本は何かそういう意味では、国民の命というふうな言葉をよく聞くんですけれども、逆行しているのかというふうにちょっと感じております。

このネオニコチノイド系の殺虫剤が非常に問題になっていると。先ほどもちょっとありましたけれども、これ脊椎動物に対する中性毒性、これがさっき申し上げたように、例えば蜂蜜の蜂の大量死とかそういうふうなのにつながっていると、それから生殖とか、それからさっきありましたけれども脳障害とか、そういうところに影響していると。これは、さっきもありましたけれども、農薬は臨床実験できないものから、生態系とか、あるいはラットとかそういうのでしかできないというような縛りがあるわけですけれども、そういう危険な農薬は、日本で結構使われているという部分です。

だから、さっき言ったように、まずは子供たちを障害とかそういうものから守っていくためには、やはり食から考えていかないと、子供たちの命とかそういうのも守れ

ないんじゃないかということなんです。これは、要するに我々将来を担う子供たちの問題かというふうに思っています。

そういう意味で、学校給食におけるこの有機農産物っていうのは、こういったものをやはり使用しないもの、あるいは、より安全性の高いものを使ったものやっていると。ある程度それが定着してきて、できるだけ有機農業でもやれるような方向に持っていけばいいのかというふうに思っておりますけれども、そういう部分のやはり調査研究といいますか、どういうふうにして、さっき教育長がおっしゃっていましたけれども、より安全で安心なものを子供たちに提供していけるように運営していきたいというご答弁が、お話がありました。そこを考えると、やはりこういう部分を何とかしなきゃいけないかというふうに思います。

グリホサートも、さっき成分としては結構危険な状況になっておりますし、このネオニコチノイド系の殺虫剤っていうのも7種類、あれ成分的に7種類ぐらいあるので難しい部分もあるんですけども、いずれにしてもそういうものを使わないでやっていると。確立されていないんですけども、やはりさっきありましたように、脳障害ですか。そういうものを書いていたような気がするんですが、そうですね、さっきありましたけれども多動障害とか、それから発達障害とか、精神的な病を発症する可能性があるというふうに言われているんです。だから、今その不登校の問題とか、あるいは学校などの、言ってみれば荒れるといいますか、そういうのが発症するのは、ひょっとしたらそういうことから来ているのか。あるいは、今の若い人たちの、なかなか妊活とかっていう問題がありますけれども、そういうの生殖障害から来ているのか、そういうものが農薬に起因していないかどうか、これもいろいろな研究発表あるようではありますが、ただ確立した結果にはなっていないです。そういうこともありますので、学校給食には、先ほどありましたように、より安全で安心な給食を提供していただけるように取組を進めていただければというふうに思います。そういう意味で、根っこはやはり計画的に有機農業を推進して、定着させるということがいいのかと思っております。

EUもそうですが、アメリカもそうなんです。アメリカも公共調達から始まっているんです。やはり学校給食から始まって、はるかに日本よりもアメリカのほうが有機農業が、全体の面積の割合は日本よりも、1%ぐらいありますから、アメリカのほうが。日本は0.4%か5%ぐらいですから、面積からしたらはるかにアメリカも多くやっているということでありまして、ヨーロッパはさらにそういうふうな取組していま

すし、そういうところを全て、やはり学校給食の調達から始まっているということでありますので、その辺の進め方について町長のお考えをお願いしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

進め方ということでございますが、まず米につきましてはそういう形で使っているといえますか、特別栽培米というのを今も利用しているところでございます。

この「郷の有機」のお米ということもありましたけれども、あれについては、値段は同じなんでしたか。販売、同じ。何か、物がなかなか人気があって、出荷量がいっぱいあってということで、聞いたことがございました。そういったものが入るのであれば、値段同じでそろえられるのであればお願いをしたいというふうに思いますけれども。

それから、農産物、給食に対しまして、有機というのは、これ大変、そういったものが一番いいんだというふうに思います。そういった形で使っていきたいという思いはもちろんあるわけでございますけれども、鶏か卵ではないんですけれども、量の問題とか、安定的にということが、やはり学校給食の場合はどうしても出てくると思うんです。この学校だけこういうことっていうこともできないものですから、そうなった場合に、そういった課題はあるんだというふうに思っていますが、品種によってはそういったものができるということも可能かもしれませんので、そういった場合にはそういったもの、有益なものを積極的に、地元の有機のものを積極的に取り入れるということは、地元の振興にもつながりますし、また子供たちにも地元の有機という形で食材ということで、また食事だけではなくていろいろな形で勉強にもなるというふうに思いますので、そういったことについては、そういった品ぞろえとか、できれば積極的に取り入れていきたいというふうに思います。

議 長 （高平聡雄君）

今野善行君。

9 番 （今野善行君）

その生産量の問題は課題としてあるものだと思うんです。それは理解するところですが、たださっき言ったように、やはりどこから始めるかっていうことだと思うんです。少しずつ始めていく。

よく事例として出てくるのが、千葉県のいすみ市です。ここお米が、やはり米から始まっているんです。大体有機農業、農産物が正式にというか、そういうふうにするのに、やはり四、五年かかるらしいんです。その間の価格差っていうか、それは市なり町で補償としているケースが結構あるようであります。それから、野菜関係については、そういうふう量の問題があって難しいと思いますが、例えば保育所で使ってほしいと思うんです。小さい単位ですから、そういうところから始めてもらってもうとか、そういうことも考えて進めていってもいいのかというふうに思っております。

特に保育所で、ちょっと関連して事例を申し上げますと、昔っていいですか、ハウレンソウの離乳食、これを子供に食わせて大変なことになったという事例が以前にあります。そういうものを含めて、やはり小さいところから言えば保育所とか、そういうところの給食、量的にまず少ないところから始まってもいいのではないかというふうに思います。これは運営者といいますが、経営者との関係もあるかと思うんですが、まず取っかかりをつくってもらうということが大事かというふうに思っております。

ハウレンソウの問題は、いわゆる硝酸態窒素というのが問題なんです。これは私も学生の頃ちょっと牧草で調査したことがあるんですが、硝酸態窒素で、牛がぼっくり死んだっていうケースがあって、原因が硝酸態窒素というのの含有ではないかということがあって、そういうのもありましたので、やはり小さいときからそういうところに配慮した給食を提供できるということを願って、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（高平聡雄君）

以上で、今野善行君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。再開は午後2時10分とします。

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

議 長 (高平聡雄君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

10番渡辺良雄君。

10番 (渡辺良雄君)

頭の中が農薬だらけになってしまって、ちょっと農薬を追い出して質問をしたいと思っています。

1 問目、高齢者タクシー制度の充実を。

本町の高齢者タクシー制度については、一定の評価を得ていると認識をしております。しかしながら、タクシー券は3月末で有効期限が終わり、次の申請交付までの約1か月以上の期間は制度利用できないので不便という意見も聞いております。そこで、次の2点を伺います。

1 点目、制度を見直し、途切れのない通年使用可能にできないか。

2 点目、制度を行っている自治体の月額や年額を見ると、本町よりも交付額がやや大きいように感じます。検討できないかお伺いをいたします。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、渡辺議員の質問にお答えをします。

高齢者タクシー制度につきましては、平成30年度より、高齢者の社会参加の促進を目的とした外出支援事業を行ってきており、多くの高齢者の方々にご利用いただいております。利用を希望する対象者の方々より、毎年5月に申請していただき、翌年の4月までのご利用期限として、助成券を12枚、年間6,000円でございますが、交付しております。

令和4年度におきましても、5月に申請を受付し助成券を交付しておりましたが、今年度の場合、ご利用期限を令和5年3月までとさせていただきます。期限を短縮いたしましたのは、新しく外出支援事業に追加いたしますicsca乗車乗車証、利用期

限を令和5年4月からとするためであり、タクシー利用者からSuica利用者へ変更される高齢者もいると思われしますので、利用期限を3月としたものでございます。

引き続き高齢者タクシー利用助成券をお使いになられる方々につきましては、申請交付につきましても1か月早めに、4月申請、交付する予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2要旨目につきましてお答えをします。

近隣自治体で行っております高齢者タクシー利用助成券の交付に似た事業につきましては、各自治体によって異なっております。それぞれの自治体において、高齢者に対します福祉事業として、様々な事業を行っております。本町においても、高齢者タクシー助成事業のほか、敬老事業や高齢者支援事業、介護用品助成とか生活管理指導短期資格支援などがございますが、こういったことも行っておりますので、今後も高齢者への福祉事業全体の中で総合的に判断してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

ご答弁では12枚、年間6,000円というふうにいただいたんですが、私もそのように認識はしているのですが、町民の方から、11か月しかくれていないではないかというのを、お一人ではなくて複数の方からいただいて、私もまだ72歳ですから1回も、75歳までいただけないのでそれも分かりませんし、窓口に行ってお聞きすれば解決はするんですが、ただ2人以上の方からそういうようなお話聞いたものですから、今ここはインターネット中継もされていますし、町長から答弁いただいたほうがしっかりご認識いただけるのではないかというふうに考えて今回質問させていただいているのですけれども、途切れたことありませんか。11か月しかなかったというふうにおっしゃる方がいらっちゃって、そんなことはないと思うんですけれども、そのところちょっと確認をさせていただきます。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

ないというふうに思っております、今年度につきましてはつなぎのところがありますので、そういったケースになることもあるんです。

一応、担当課の課長からも説明させます。

議 長 （高平聡雄君）

福祉課長蜂谷祐士君。

福祉課長 （蜂谷祐士君）

それでは、渡辺議員のご質問にお答えさせていただきます。

先ほども町長から回答させていただいておりますけれども、今年度、令和4年度につきましても、通常ですと毎年5月に申請をいただきまして、ご利用は5月から翌年の4月までお使いいただき、12か月でございます。令和4年度につきましては、icsca事業を、来年の4月から利用できるように改修をいたす準備をしておりますけれども、そのicscaの事業につきましても、タクシー券とダブらないような利用状況になりますので、令和4年度につきましては11か月、5月の、先月の申請から11か月後の3月までの期限という形にさせていただきまして、4月からはicsca事業とタクシー事業とのダブリをなくすための11か月という形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

平成30年の10月から実施しておりますが、年度の途切れはございません。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

安心をいたしました。そんなことはないというふうに私も思っておりましたけれども、町民の方からそういうふうなお問合せいただいたものですから、あえてここで質問をさせていただきました。

町長から、icscaのほうの新しい事業をこれから始めるということなんですけれども、少しだけ私も耳にしておりますけれども、もう少しこのicsca、次の年度から始

める事業、もう少し詳しくご説明いただけたらと思うんですが、お願いをいたします。

議 長 (高平聡雄君)
浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
icscaの事業につきましても、担当企画課長が来ておりますので、詳しくご説明を申し上げたいと思います。

議 長 (高平聡雄君)
蜂谷祐士君。

福祉課長 (蜂谷祐士君)
それでは、渡辺議員のご質問にお答えさせていただきます。
icsca事業につきましても、本年度10月予定ではございますけれども、高齢者タクシーの利用者の方々と、利用対象年齢と同じ状況でございますけれども、仙台市の交通局のicscaを利用させていただきます、転換ではございますけれども、助成金額6,000円の分という形で、事業を開始するような形でございます。
icscaの作成につきましては、仙台市交通局の協力をいただきますので、作成までの期限がある程度かかる事業でございますので、10月頃から受付を開始いたしまして、実際に利用いただくのは来年度になってからの使用開始という形でございます。
以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 (高平聡雄君)
渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)
今icscaの新事業、少しお伺いをしました。非常にいい制度だと私は思います。電子マネーと申しますか、そういった形になって、公共交通の利用ができる。
確かに高齢者タクシー、高齢者の方が仲間うちで1枚ずつ使い合って、どこかにかけて、どこかから帰ってくるということで、仲間を集めて行動をする、そういうよ

うな機能も、高齢者タクシーっていうのは担っているんだろうと。1人で行くとお金もかかるし、誰かを誘ってどこかに行くということで、高齢者の方々がお話し合いを通じたり、いろいろな意味で意義のあることだというふうに思っています。それが、今度icscaになると、今度はお一人で利用というふうになりますので、それはまた少し利点、欠点あるのかなと。ですので、両方があると。今、両方始めるということですので、とてもいいことだというふうに思います。

2 要旨目に入りますけれども、要は、今度はお金の問題になるんですが、昨年の実績ですと高齢者タクシー、決算額、1,000万円いかなかったのではないかなと思うんですが、その前の年はさらに利用が少なくて、コロナのこともあったと思うんですが、800万円くらいだったでしょうか。これくらいの年度額ということで、町長の結言のところに、総合して判断していきたいということでした。そういう昨年の決算額、それから一昨年の決算額、こういったものを見つめながら、全国の自治体を眺めたときに、我が町はどうなんだろうと。もちろんいろいろな事業をおやりになっていると。ただ、ここに、先ほどご答弁いただいた中では、介護用品ですとか生活管理者指導とか、これはあくまでも個別に対するものであって全体に対するものではないので、これはちょっとご答弁いただいた中身としては、私はあまり、うんとは言えないというふうに思うんですが。

富谷市は我が町の面積の6分の1ということで、除雪費についても、同じ雪が降ったって6分の1で済むだろうというふうに思います。それから、人口に関して言えば、我が町は2万8,000人、向こうは5万人を超えているという中で、とみぱすについては70歳から年額2万円、それに対して、私も大和町も同じようにというふうなことは申しません。というのは、やはりそれだけ面積も広くて、インフラ整備にしても何にしてもお金のかかる、そういったことは当然理解できますし、富谷市と同じようにとは申さないんですが、ただほかの自治体、全国の自治体で、インターネットに公表している、そういったものを見ると、ちょっと差があると思うんですが、町長もしくは担当者の方でも結構です。平均的なこの高齢者タクシー制度、名前もやはり高齢者タクシーとなっているんです。インターネットで閲覧をするとです。大体どれぐらいの水準だというふうに思っらっしゃるかご答弁いただければと思います。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

水準というのは、金額という意味でよろしいでしょうか。いろいろあるというふう
に思いますが、県近隣ですと登米市、先ほどおっしゃいましたけれども1万8,000円
と、利用者負担もあるようでございます。大衡村ですと2万4,000円。仙台市ですと
10万8,000円というような、どの水準ということはちょっと分かりませんが、
そういった金額であって、大和町との差はあるというふうには認識しております。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

今町長ご答弁いただいたんですけれども、近隣結構高いんですね。

全国見ると、全国は、そこまで私はっていないのではないかと、幾つも自治体の
ホームページ覗きました。その中で多いのは、大体1回500円の券を月に3枚もしくは
は4枚で、年額にすると、少ないところで1万2,000円、我が町は6,000円ですけれど
も、少ないところで1万2,000円から、30か月分ですから3万6,000円、3万円です
か。これくらいのところ結構多いように、フィーリングで感じたわけなんです、何
をもって適正かというのは当然ないと思いますし、町長のご答弁でも総合的に判断と
いう答弁をいただきましたので、これはそのとおりだというふうに思います。ただ、
総合的に判断する中で、現状の6,000円がどうなんだろうというのを、町長に自問自
答をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

自問自答ということでございますけれども、金額を見れば、大和町は少ないんだろ
うという思いです。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)

これ以上は言いません。

icscaを開始し、それから高齢者タクシーも残して、両方併用でということなんですけれども、icscaの場合で年額6,000円とすると、少し私は、外出支援制度としては少し足りないかと。どうしてもicscaですと仙台方面に向かいます。そうしますと、バスで泉中央まで行って、それから地下鉄に乗って仙台までと、吉岡から泉中央までの金額、それから地下鉄も値上げしていますので、そういうことを考えますと、もう少し考える余地はあるのではないかというふうに思います。

そして、決算額があつた1,000万円の額ですので、何が適正かというものは、もう少し考えていただけたらというところで、1件目を終わります。

2件目に入ります。

2件目、使用済み太陽光パネル廃棄への対応は。

国の脱炭素政策によって、メガソーラーを含む太陽光発電施設が増加をしております。2020年12月、参議院常任委員会調査室が、使用済み太陽光パネル大量廃棄問題を報告いたしました。この報告によりますと、パネルの放置、不法投棄、有害物質の流出、拡散、最終処分場の逼迫などが懸案として挙げられました。そして、見通し不明との悲観的な結論が出ております。この後の報告は現在のところ出ておりません。

本町は、県の新産業廃棄物最終処分場最有力候補地になっております。このような状況の中で、県から大和町議会にも、2度にわたり説明会が行われました。しかしながら、使用済み太陽光パネル廃棄に対する扱いの記載された資料はなく、説明もされておられません。そこで、今後町は、新産業廃棄物最終処分場候補地への対応の中で、使用済み太陽光パネル廃棄問題をどのように捉え、県に対して取り組んでいくのかお伺いをいたします。

議 長 (高平聡雄君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、太陽光パネル廃棄についてでございます。

太陽光発電パネルの大量廃棄のピークは2030年代後半と見込まれておまして、国では太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインを策定し、リユース、リサイクルによる資源循環、有害物資の適切な処理の取組を推進しております。

宮城県におきましても、国のガイドラインを踏まえ、循環型社会形成推進計画において、排気量の削減、リサイクルの促進、適正処理の確保等に向けた取組を推進しております。このように再利用や再資源化の取組を進めてもなお最終処分をせざるを得ない廃棄物につきましては、法の基準により管理型最終処分場で最終処分をすることとなります。

宮城県環境事業公社が運営しております産業廃棄物最終処分場クリーンプラザみやぎでは、施設の定める受入れ基準に対し、太陽光パネルの廃棄により発生するおそれのある重金属等の溶出試験値が超過するおそれがあるため、受入れ実績はないとのことでございます。また、新産業廃棄物処分場につきましても、現処分場の後継施設との位置づけから、現在処分場で示しております受入れ基準に一括するような新たな廃棄物の処理技術が確立しない限り受入れしないと伺っておりますが、そういったことを今後も、受入基準を緩和することがないように働きかけてまいります。

以上でございます。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

今ご答弁いただいた中で、ピークが2030年というふうにご答弁いただいたんですが、これは間違いないですか。2040年ではありませんか。参議院の調査報告書でも2040年というふうになっているんですが、ここちょっとお尋ねをします。

議 長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

廃棄問題につきましては、寿命が25年から30年程度ということで、2040年頃にピーク、大量排出が見込まれているということでございます。

議 長 （高平聡雄君）
渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)

了解しました。2040年ということで認識をいたします。

先日の県の説明によりますと、今の最終処分場は2025年に満杯になる、あるいはちょっと長もちするかもしれない、こういうような説明だったかというふうに記憶しているんですが、それで間違いがないかどうか。

それから、いつ頃処分場を決定して、いつ頃始めないと間に合わないのか。我が町が決定したということではないのでその辺のところ分からないかと思うんですけども、それと県はいつ頃までに最終処分場の場所を決定するのか、その辺もしお分かりであればお尋ねをいたします。

議 長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

現在のクリーンステーションにつきましては、おっしゃるとおりだと思いますが、ちょっとなお確認させてもらいたいと思います。

それから、県のほうの考え方ということでございますが、このことについては、我々詳しく聞いているところではございませんが、そのとおり、クリーンプラザがそういった状況ですので、今からでも大変厳しいということで、県とすればできるだけ早くというような考え方を持っているということでございます。これがそういうふうに全てこちら当てはまるわけではございませんが、その時期的な問題とすれば、そういった状況になっているということでございます。

議 長 (高平聡雄君)

渡辺良雄君。

1 0 番 (渡辺良雄君)

県としても、それから町としても、何をいつ頃というのは、非常に機微な問題を含んでいますのではっきり言えない、これは当然理解をしながら、お伺いをいたしました。

いずれにしても急いでいるだろうというのは何となく察しておるんですけども、それだけに、もう一つは、環境省の報告によりますと2020年、今から2年前ですけれ

ども、2年前の時点でも施設の不備、それから自然災害、こういったものでもう既に年間4,400トンの太陽光パネルの廃棄が出ていると。これが、放置されているもの、そしてあとは闇で、処分場、これは全国の話です。最終処分場に持ち込まれていて、処分場としてもお手上げの状態になっているというような、そういうニュースあるいは報道、こういうようなものも接しました。

これが、環境省が試算している2040年になると78万トン、最終処分場の6%に当たるといことなんですけども、物すごい量に膨れ上がる。東京都も何か義務化するとかいうニュースがありましたけれども、今も、上海電力が何かよく分かりません。そういうニュースがありますけれども、太陽光パネル、すごい勢いで伸びておりますから、ますます量が増えるのかというふうに思います。

ご答弁いただいた中で、クリーンプラザみやぎは、今のところ受入れが、受入実績はない。それから、新たな処分場でも、新たな廃棄物の処理技術、分別技術等が確立しない限り受入れないと伺っているというご答弁をいただきましたけれども、これは文書であるのか、何であるのかお尋ねをいたします。

議長 （高平聡雄君）
浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

まず一つお断りしておきたいのですが、今お話にある最終処分場につきましては、決定しているわけでございませぬし、町のほうで受入れているという、決めているわけでもございませぬので、そのことにつきましては、何と言いますか、受けたような話になってしまうとちょっとおかしいので、ここはご容赦いただきたいと申します。

それで、今のクリーンプラザにつきましては、今お話したとおり現在受入れていないということでございますが、これは特別、文書でもらっているということではなくて、実績として受入れをしていない、受入れをしないということを口頭で確認、口頭ではございませぬが確認をしております。そういうことで、今の状況であれば、先ほど申しましたけれども、重金属等の溶出試験値等につきまして、超過するおそれがあるという判断を基にして、その製品についてあるものですから、だから受入れはしないという考え方で今取り組んでいると。クリーンプラザということでございますが、これはもう文書ということではなくて、口頭での確認でございます。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

私もこの質問席に立って、新しい処分場の賛成あるいは反対、こういったことにつながる質問をするつもりは全くございません。町長のご答弁の中にあつた範囲内で今質問をしておりますので、受入れを決めた、決めない、こういったことではないんですけれども、ただ我が町が最有力候補地になっている、そういった事実と、それから78万トンもの太陽光パネルの廃棄が出てくる。それから、現在まだ処理方法が確立されていない、そういった中で、全国では現にたった4,400トンでも放置、もしくは闇で処分場に入れてしまう。災害で泥だらけになって、もうどうしようもない、そういったものもあるようなんです。それが、宮城県の県内で、太陽光の施設たくさん、メガソーラーもですけれども、たくさんあると思います。そういったものが、自然災害で起こったときに、どつと最終処分場に流れ込んでくる。それは我が町かよその町か分かりませんが、最終処分場が。それを何とか防止したいというか、もう万歳してしまう。これは、セレンとか、それから鉛、カドミウム、いろいろな有害物質があつて、やはり溶け込んでいくと。そういったものはやはり防ぎたい、そういったものがありますし、何らかこう口約束というか、これは、今のご答弁ですと口約束ですよ。私たちにも説明ありましたけれども、そういったパネルに関する説明は一切ありませんでした。ですので、これから進める中で、私が危惧しているのは、なあなあで持ち込んでしまわれる、これは最悪の事態ですので、これから、そんなに残された時間ないんだろうと思うんです。その中で、町長が、県に対して文書でよこせというふうな、もしそうなった場合とか、あるいはこれからの交渉の中で、口約束ではなくてというところを、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

議 長 （高平聡雄君）

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

現在のクリーンプラザみやぎにつきまして、先ほど申し上げました。そういったパネルといった形での文書での取り交わしはないですけれども、その重金属等々につい

ての申合せっていうのはあるんだというふうに思っていました。パネルとしてのものについてはないということでございます。

このクリーンプラザのことを例に出して大変あれですけども、当然そういったものは今後どこかでやっていくといった場合に、どこかでって、そういう処分場ができるといった場合には、このパネルにつきましては大変大きな課題になってくるかというふうに思っております。

国のほうでも、そういったことがあって再利用するような、転居をすとか、できるだけ廃棄物を出さないようにというような形の研究もされているって、この間も新聞等に載っておりましたけれども、今国のほうでもそういったものについては随分注目をしているというふうに思っています。

現状の考え方とすれば、当然そういった重金属が出るものについては搬入しないということ、どこの自治体でも当然そういった考え方で今後進むんではないかというふうに思っておりますので、そういった考えは、大和町でも同じふうを考えております。

議長 (高平聡雄君)

渡辺良雄君。

10番 (渡辺良雄君)

この太陽光パネル、いろいろこう、私らが分からない部分いっぱいあると思うんです。あと、ネット報道なんかを見ていると、利権とかいろいろなものが渦巻いているというような報道もあります。

一番怖いのは、これから、最有力候補地ですので、いろいろなことを町長は県とお話合いをされると思うんですけども、やはり口頭というのは、後には何も残らないというふうに私は思うんです。ですので、取決めたことはきちんと文書で出していきたいと。

今の町長のご答弁いただければ、口頭ということでした。口頭は、後には何も残らない。私はそう思います。こういった怖いものですので、きちんと県なり国なりと折衝を進めていく中で、文書でやりとりをしていただきたいと思いますと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

議長 (高平聡雄君)

浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

口頭と申し上げたものは、現在のクリーンプラザについての、このパネルの廃棄について口頭でお話をいただいたということでありまして、細部についてはもともと約束ごとの中に入っているというふうに思っています。

こういった案件につきましては、お話のとおり口頭で、今後口頭でということではなくて、当然大事なことです。文書での取り交わしをした中で今後様々なこと、いろいろなことについてやっていくのは大変大事なことでありますし、特に重要な点につきましては、後々まで皆分かるような形の、文書化をした形での正式な約束といえますか、経緯といえますか、そういったことは何事においてもやっていかなければいけないというふうに思っています。

議 長 （高平聡雄君）

渡辺良雄君。

1 0 番 （渡辺良雄君）

太陽光については、明確な形で我が町が、もし来てしまえばというようなことを頭にイメージしながら町長にお伺いをいたしましたけれども、文書できちんと取り交わしていくということでしたので、事後の推移を見守らせていただきたいと思えます。

これで一般質問を終わります。

議 長 （高平聡雄君）

以上で渡辺良雄君の一般質問を終わります。

お諮りします。本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は6月6日の午前10時です。

大変お疲れさまでした。

午後2時51分 延 会